

令和5年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第5号）						
招集年月日	令和5年6月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年6月16日 午前10時10分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年6月16日 午後5時01分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	3番 難波 文美 4番 加賀山 瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	伊津野 博子	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	高田 真之	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	中竹 健次	○	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	橋本 英樹	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第5号）

日程第 1	議案第 1号	あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の制定について
日程第 2	議案第 2号	あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 3号	あさぎり町重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 4号	あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 5号	あさぎり町畜産センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 6号	あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7号	あさぎり町農村女性の家条例を廃止する条例の制定について
日程第 8	報告第 9号	専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算(第1号)の報告について
日程第 9	議案第 8号	令和5年度あさぎり町一般会計補正予算(第2号)について
日程第10	議案第 9号	令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第11	議案第10号	重要給水施設配水管布設替工事(2工区)請負契約の締結について
日程第12	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第14	報告第 1号	専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第15	報告第 2号	専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第16	報告第 3号	専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算(第12号)の報告について
日程第17	報告第 4号	専決処分した令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の報告について
日程第18	報告第 5号	令和4年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について
日程第19	報告第 6号	令和4年度継続費繰越計算書(一般会計)の報告について
日程第20	報告第 7号	令和4年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第21	報告第 8号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第22	報告第10号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第23	報告第11号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第24	同意第 1号	あさぎり町監査委員の選任同意について
日程第25	同意第 2号	あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第26	同意第 3号	あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第27	同意第 4号	あさぎり町固定資産評価員の選任同意について
日程第28	あさぎり町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	
日程第29	広報調査特別委員会委員の辞任について	
日程第30	広報調査特別委員会委員の選任について	
日程第31	特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について	
日程第32	議員派遣の件について	

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 1号	あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の制定について
日程第 2	議案第 2号	あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 3号	あさぎり町重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4	議案第 4号	あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 5号	あさぎり町畜産センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 6号	あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7号	あさぎり町農村女性の家条例を廃止する条例の制定について
日程第 8	報告第 9号	専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算(第1号)の報告について
日程第 9	議案第 8号	令和5年度あさぎり町一般会計補正予算(第2号)について
日程第10	議案第 9号	令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第11	議案第10号	重要給水施設配水管布設替工事(2工区)請負契約の締結について
日程第12	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第14	報告第 1号	専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第15	報告第 2号	専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
日程第16	報告第 3号	専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算(第12号)の報告について
日程第17	報告第 4号	専決処分した令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の報告について
日程第18	報告第 5号	令和4年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について
日程第19	報告第 6号	令和4年度継続費繰越計算書(一般会計)の報告について
日程第20	報告第 7号	令和4年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第21	報告第 8号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第22	報告第10号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第23	報告第11号	専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第24	同意第 1号	あさぎり町監査委員の選任同意について
日程第25	同意第 2号	あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第26	同意第 3号	あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第27	同意第 4号	あさぎり町固定資産評価員の選任同意について
日程第28	あさぎり町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	
日程第29	広報調査特別委員会委員の辞任について	
日程第30	広報調査特別委員会委員の選任について	
日程第31	特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について	
日程第32	議員派遣の件について	

午前10時00分 開会

●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長(森岡 勉君) ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、議案第1号あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(北口 俊朗君) おはようございます。本日6月の定例議会の最終日ということです。よ

ろしくお願いいたします。それでは、議案第1号、あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり中学校部活動の段階的な地域移行について円滑な運営及び成果の確保を図るため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、議案第1号につきまして御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。第1条設置につきましては、あさぎり中学校部活動の地域移行に関し、必要な事項を協議するため、あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会を置くものです。第2条所掌事務といたしまして、協議会は、部活動の段階的な地域移行に係る仕組みづくり、運営方法、教職員の負担軽減等を検討し、教育委員会に報告することを定めております。第3条組織では、協議会の委員は10人以内とし、教育委員会が委嘱するとしております。第4条では、委員の任期について、3ページをお願いします。第5条では、会長、副会長について、第6条では、会議について、それぞれ定めております。第7条では、委員に報酬、費用弁償を支給すること。第8条では、庶務について、教育委員会事務局において処理することとしております。第9条では、その他について定めております。最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとなっております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第2号、あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第2号、あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。旧上庁舎を廃止するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 議案第2号について御説明申し上げます。今回の改正は、あさぎり町公共施設個別施設計画に基づき実施いたします施設の解体事業に伴い、施設の用途廃止を行う必要があり、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。3ページをお願いいたします。まず、第2条、名称及び位置において、解体に向けて事前調査を行う旧上庁舎を削除するものでございます。次の別表第8条関係の改正につきましては、第2条の改正に伴う施設名の修正でございまして、2ページをお願いいたします。

下段でございませう。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今回のケースはケースでは具体的な旧上庁舎になるわけですが、解体事業はそれぞれずっと進んできております。特に跡地問題ですね、について、解体事業につきましては合併特例債の問題があつて、ま先行と申しますか、そういう形で今進んでおります。跡地問題はなかなか重要な案件でございませうので進んでないのは承知してありますが、今後ですね、その検討を近々というか、始められるようなそういう構想的なものをお持ちなのかそれともひとまずですね、当面は更地で置いておくという表現ちょっとあれですけど、それと今後のですね、検討の進め方のイメージ的なものかもしれません何かお持ちであれば、あるいはそういう検討がもう既にもしかして始まつてるのか分かりませうが、今後、今後総合計画等の策定等もございませうわけですので、そこあたりの更地に対する考え方ちょっと申しますか、その辺りがもしありましたらお願ひをしたいと思つてございませう。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そうですね当然、解体前に本当は、跡地利用については、審議すべきことだつたらうと思つてございませうけれども、やはり合併特例債、今お話がありました、その期限が迫る中での解体除去工事の進展させるということでしたので、今後やはりその検討についてですね、どのように進めるかというものも庁内、そして議会との協議をしながら進めていきたいと思つてございませう。ですから、今の段階では、更地のままとつていふことになつてございませう。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませうか。質疑なしと認めませうこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めませう。これで討論を終わります。これから、議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひませう。起立多数です。したがつて、議案第2号は原案のとおり可決されませう。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第3号、あさぎり町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めませう。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第3号、あさぎり町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴ひ、本条例の一部を改正する必要がある。よつて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、議案第3号につきまして説明させていただきます。この条例改正は、熊本県の重度心身障害者医療費助成事業費交付要領の一部改正によりまして、あさぎり町の条例においても同様に改正するもので、一部負担金の定義を改正し、他の公費負担医療との併用を可能とするものでございませう。3ページをお願ひいたします。新旧対照表

で説明をさせていただきます。第2条第1項第5号のただし書以降の次に挙げる医療または給付に係る自己負担額は一部負担金とみなすとあるところを、他の法令等により、国または地方公共団体の負担により給付される公費負担医療がある場合はその額を控除した額と改正し、その下のア、イ、ウの条文につきましては、削除をするものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。経過措置としまして、改正後のあさぎり町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後の診療または施術にかかる医療費について適用し、適用日前の診療または施術にかかる医療費については、なお従前の例によるとしております。以上、説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第4号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第4号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和5年4月12日付け、こ成環第5号子ども家庭庁育成局長通知、放課後児童健全育成事業の実施についてにより、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、議案第4号につきまして説明をさせていただきます。この条例改正では、令和5年4月12日付で発出されました国通知に基づき、みなし支援員を認める経過措置につきまして、令和5年3月31日までとなっている部分を、条件をつけて延長するものです。今回の国通知では経過措置の期限を設けてありませんので、町の条例についても国に合わせた改正を行うものでございます。3ページをお願いいたします。新旧対照表で説明をさせていただきます。今回の改正では、附則の職員の経過措置、第2条につきまして、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間とあるところを、当分の間とし、その2段下、括弧内の令和5年3月31日までに終了することを予定しているものをそのものの計画、失礼しました、そのものの研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから、2年以内に当該研修を終了することを予定しているものと改正します。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしております。以上、説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第5号、あさぎり町畜産センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第5号、あさぎり町畜産センター条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。岡原畜産センターを廃止するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、議案第5号について説明を申し上げます。次のページをお願いいたします。新旧対照表にて説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。畜産センターにつきましては、本年度免田畜産センター、岡原畜産センターと須恵、深田の4か所を除却する予定となっておりますけれども、免田畜産センターについては、建屋のみの除却でありまして、係留場は残すことから、条例上の記載はそのままとし、岡原についてのみ除却をするものです。2ページをお願いいたします。なお、附則にてこの条例を公布の日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、12番小見田です。全協等で御説明いただいておりますように四半的協会への貸付け要望書が上がってございましたけど、今後この施設、この財産については、そのようになされるのか、確認ですけどお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。この条例から削除させていただいて、その結果、後はですね、四半的協会のほうで、恐らく占有的な形になろうと思います。ですので、そこは関係各課と連携をとりながらですね、検討をしていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。その際無償貸付けになるのか、そういうことも検討されるのかと思いますけど、この財産を一応この今回除却した際に、あと貸付けをしていく場合、その間ですねその管理に関する定めとなるものをやはり持つべきと私は思うんですけど、やはりその辺についての考えはいかがな、いかがになっておりますでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。確かに御指摘のとおりですが、早急にですね、早急に検討いたしまして、対応していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、公共施設マネジメントの個別計画において除却されて、除却の計画が出ている施設等が、こういう、こういう事案が今後出てきた場合に対して、条例が削られた後の、やはり貸付け等がある場合にですね、これ畜産センターは一つの例でございませうけど、ほかにこういう施設が出た場合に対する、その間隙を埋める管理の定めですかね、についてはもうあらかじめ御用意願ったほうが、今後よろしいんではなからうかということでこの畜産センターの例をとって、今、質問したところでございますけどいかがでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、今回、この畜産センターの例ということですが、確かにほかの施設が、今後そういったものが出てくる可能性もあると思います。しかしながら今のこの畜産センターにつきましてはですね、じゅうじゅうもう四半的協会のみでしか、現在利用されておりませんので、そこ畜産センターにつきましては、早急に検討していくということで、他の施設につきましてはですね、またその農林振興課の所管施設以外にもそういった施設があるかと思いますが、そこも含めてですね早急に関係課と協議をしてみたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。10番、永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい。今の説明の中で免田の畜産センター、係留場が残るから何ですかこの1、名称は残ってますよね。この建物を壊された建物を除却された後の計画といたしますか、前から言いよりますトイレの問題ですね。そういったところはどのような考えでおられますか。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、免田の畜産センターについては、建屋を除却すると、係留場は残すということになっておりますが、トイレについては、施設と一体的なものとなっております。現在薬草の洗浄関係ですね。それから、タバコの育苗施設等もありますので、その間はですね、以前から協議はしておりましたが、今後も引き続きですね、検討したいと思いますが。もしもトイレ等の設置に関して必要性が出てくるとすれば、その期間的にですね、仮設トイレ等をまず設置をしたほうがいいのかというところで現段階では考えているところです。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございせんか。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第6号、あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第6号、あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。民法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めするため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第6号について御説明いたします。今回の改正につきましては、生活に必要な水道、電気、ガスなどのライフラインの設置、使用するための規律として、民法の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表にて説明をさせていただきます。3ページをお願いします。第5条第2項の改正となります。左側、現行の下線で示しております部分、これに代わる書類の部分、右側の民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書に改正するものとなります。2ページをお願いします。1番下、附則です。この条例は公布の日から施行することとしております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第7、議案第7号、あさぎり町農村女性の家条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第7号、あさぎり町農村女性の家条例を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。農村女性の家を廃止するため、本条例を廃止する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、議案第7号について御説明申し上げます。次のページをお願いいたします。本年度農村女性の家を除却する予定となっておりますが、これに伴う条例の廃止ということになります。附則としてこの条例、廃止条例を公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい、廃止をした後のどのような過程で、当然解体という形に進めるがための廃止だと思んですが、今、あそこに入ってたところは人材センターが最後に入っていました。活用してきましたが、今人材、シルバー人材センターが、今、白寿荘ですかね。ここは一時的な使用ですか。今の白寿荘のシルバー人材が使ってる部分については、その分ちょっと確認したいんですが、よろしいですか。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。農村女性の家が廃止となるという計画でございましたので、シルバー人材センターを所管しております高齢福祉課のほうで検討しました結果、なかなか適切な施設がございませんで、高齢福祉課が所管しております白寿荘のほうに移転するというところで進めたところでございます。一応契約をしております、1年ごとですね。1年ごとに1年限り

の契約でございますが、双方、特に支障がない場合には、継続するといった契約でございました。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。マイクの近くでお願いいたします

○議員（13番 溝口 峰男君） 白寿荘でシルバー人材が事務をとっておられるということですが、1年ごとであります。このコミュニティセンターの条例からしてですよ。白寿荘の条例あるんですけれども、これに合致するんですかね。伺いたいと思いますが。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

◎議長（森岡 勉君） 会議を再開いたします。林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい、白寿荘につきましては、高齢者コミュニティーセンターということで、位置づけがなされております。設置の目的としましては、高齢者及び老人クラブ等による生産、創作活動、研修、集会、もろもろの目的を持って設置をされているところでございます。シルバー全体、シルバー人材センターにおきましては、高齢者の就業機会の確保であったり、高齢者のそういったもろもろの生活に関連した目的を持った団体でございますので、そういった意味からこの目的に全てそういうようなものでもでないところも一部あるものがございますが、そういった性格も持った組織でございますので、現時点では、白寿荘は、当面は活用させていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 無理な解釈をせんでもよか事ですよ、やっぱり長期的にその行き先がないんだったら、適切な場所を提供せにゃいかんということは分かりますよね。であるなら、やっぱり条例がしっかり定まっているわけだからやっぱりその辺の見直しとか、それに合致するような形をしてあげないと今まであそこは、皆さん方が今言われるような年寄りの人たちがあそこ集って、いろんな活動をし、研修をしたり、するところの場所としてあそこは設置をされて、今まで利用してきたわけですから、事務所として常駐する事務所としては、私は目的を、からするとですね、外れるんじゃないのかなって思うんですよ。そうであるとするならば、その辺はやっぱりしっかりと条例の部分の見直しもしてですよ。そして町民の皆さん方の理解を得なければ、今まで使ってた人たちがやっぱり使えんような形にしてしまったらいかんと思うですよ。だから、解釈でですね、そういうことは余り好ましいことではないんじゃないのかなというふうに思いますんで、今後の検討課題として、今からずっと1年ごとに双方がですよ、問題なかったらもうずっとという話ですからね。うん。空いてるところは今の商工会館でもあそこは、町に払下げてくれるっていつでも言ってるんだけど、やっぱりシルバー人材センターが自力で、補助金ももらわない、今のところもらっていないから、それだけの力があるところであるならば私はもう、今の商工会館をね、活用してもらったほうが得策ではないのかなと思う、思います。そういうことも将来的なことも考えたところで、やっぱりこういった条例であったり、規定であったりというのは、見直す必要があるんじゃないのかなと私は思います、いかがですかね。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい、御指摘をいただきましてありがとうございます。シルバー人材センターにつきましては、町民の方々の生活に非常に密着したところで、1日も1日も欠かすことが出来ないような組織となっております。そういったことで、なかなかその急に移転先も探すのも困難であったことからですね、今このようなことになっておりますが、今後しっかりとまた検討させていただきまして、また議会にも御相談をさせていただきまして、今後の活用については、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第8、報告第9号、専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第1号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第9号、専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算括弧第1号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますのでよろしく願います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 報告第9号について御説明申し上げます。4ページを読み上げさせていただきます。令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第1号、令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,859万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,140万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年4月14日専決。第1号補正につきましては、新型コロナワクチン接種に要する経費について、専決処分により補正を行ったものです。9ページをお願いいたします。歳入です。1枠目、目、地方交付税の普通交付税の増額につきましては、今回の補正予算、補正の財源調整によるものでございます。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分について御説明申し上げます。今回の補正につきましては、財政課長のほうからも御説明がございましたが、令和5年度の新型コロナワクチン接種について、5月8日から春開始接種、9月以降から秋開始接種を実施するという国から連絡がございました。それに伴いまして春接種は春開始接種に係る費用を速やかに予算計上する必要があったためでございます。9ページをお願いいたします。はい。では歳入です。2枠目の目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、新型コロナワクチン接種に係る負担金として、3枠目の目3、衛生費国庫補助金の説明の新型ウイルス接種体制確保事業費補助金は、接種会場を接種会場の整備やスタッフの確保

に係る経費の補助金として、それぞれ受け入れるもので、受け入れるため増額したものです。10ページをお願いいたします。歳出です。目6 予防接種事業費は新型コロナ接種ワクチン接種の春開始接種費用の、となります。節1 報酬の会計年度任用職員報酬は、月、毎月フルに今、仕事をいたす、します職員の2か月分と日額職員18名の集団接種の接種が10回ございますが、10回分を増額補正したもので、その下の医師報酬は、集団接種時の医師報酬を増額したものです。節3 接種職員手当の時間外勤務手当は、医療連携会議に伴うものとして増額したもので、その下の会計年度任用職員期末手当は、期末手当分として増額したものです。節4 共済費は、会計年度任用職員の社会保険料と共済組合負担金を増額したものです。節8 旅費の費用弁償は、会計年度任用職員の通勤手当と、集団接種時における医師への費用弁償分として増額したものです。節10 需用費の消耗品は、集団接種時の衛生用品や紙とインク代、印刷製本費は、通知用封筒代のものとして増額したものです。節11 役務費は、郵送料分を増額したものです。節12 委託料の個別接種医療機関委託料と接種事務委託料は、医療機関で個別に接種する費用として増額したものです。次の医療廃棄物処理委託料と、一つ飛びまして、シャトルバス運行委託料、次の緊急用品管理委託料。次の集団接種医療機関等委託料は、町で行う集団接種に伴う費用として増額したものです。先ほど飛ばしました健康管理システム改修委託料は、春改修接種に伴うシステム改修費を増額したものです。節13 使用料及び賃借料の2行目会場使用料は、文化ホールの会場費、会場使用料として、1行目のパソコンリース料、3行目の電話機リース料、次の電算機器資料は、それぞれ6か月分を増額したものです。節2 償還金利子及び割引料は、令和3年度分の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の額が確定しましたので、返還金が生じたためその額を増額したものです。以上で健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課より、給与費明細の説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。特別職につきましてはその他の特別職におきまして健康推進課のコロナワクチン接種に係る医師報酬を補正しております。次に13ページをお願いいたします。一般職でございますが会計年度任用職員以外の職員につきまして、健康推進課所管事業の職員手当を補正しております。14ページをお願いいたします。イの会計年度任用職員につきましては健康推進課の事業におきまして、会計年度任用職員18名分の報酬、職員手当、共済費を補正しております。職員手当の内訳でございますが期末手当の増額でございます。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりでありまして、補正による補正後補正前の額は、各段のとおりでございます。次15ページをお願いいたします。給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、今回の補正は、時間外手当によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第9号、専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計予算第1号についての報告について質疑ありませんか。ございませんか。質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第9、議案第8号、令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第8号、令和5年度あさぎり町一般会計補正予算括弧第2号について提案いたします。令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算括弧第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,989万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億129万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 議案第8号について御説明申し上げます。2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。6ページをお願いします。第2表債務負担行為補正です。深田支所複合機賃借について、債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より説明いたします。次、7ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。農林水産施設災害復旧事業について追加するとともに下段の4つの事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては担当課より説明いたします。続いて10ページをお願いいたします。財政課所管分につきまして、歳入から御説明いたします。1枠目の目1地方交付税につきましては、今回歳出予算に計上した事業に係る一般財源相当分を計上しております。続きまして12ページをお願いします。1枠目の目6、公共施設整備基金繰入金は、今回歳出予算に計上した旧上庁舎解体工事に係る一般財源相当分を計上しております。3枠目の町債のうち、目1総務債につきましては、旧庁舎解体工事分でございます。合併特例債を充てるものでございます。次、14ページをお願いいたします。続きまして、歳出について主なものを御説明させていただきます。上から5枠目、目6財産管理費、節12委託料におきまして、旧深田畜産センターの鑑定評価に係る委託料26万円。また節14工事請負費では、旧上庁舎解体工事、町有地法面整備工事、旧須恵中学校自動火災受信機取替え工事分として、合計1億1,864万3,000円を計上しております。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 続きまして総務課所管分の説明を申し上げます。6ページをお願いします。第2表債務負担行為補正でございます。追加番号1、深田支所複合機賃借につきまして、期間を令和6年度から令和10年度までの債務負担をお願いするものでございます。限度額は71万5,000円でございます。これは令和5年度当初予算に賃借料を10か月分を計上しておりますが、後年度にわたる債務負担行為につきまして、本来、当初予算に計上すべきものでありま

したが、今回計上するものでございます。次に11ページをお願いします。歳入でございます。2枠目の目6消防費県補助金、節1の消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金は、歳出で説明いたします消防団活動服購入事業に係る県補助金を増額補正するものでございます。補助率は3分の2でございます。次に12ページをお願いいたします。3枠目の目6消防債、節1消防施設整備事業債は歳出で説明いたします。消火栓設置に係る負担金分について、過疎債の借入れについて増額補正するものでございます。次に13ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、今回の補正では、本年4月1日の一般職員の人事異動による科目間または会計間の組替え、並びに諸手当における支給要件の変動、また会計年度任用職員及び再任用職員の共済組合負担金率の改正に伴いまして、関係する科目において所要額を補正するものでございます。このことから人件費を計上する全ての科目においてその所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。特別会計におきましても同様に補正していることから特別会計での給与費の各科目の説明は省略させていただきます。それでは総務課所管分の説明をいたします。2枠目、目1一般管理費、節8普通旅費は、職員1名分の社会教育主事講習の受講研修にかかる旅費を増額するものでございます。次に14ページをお願いいたします。最上段、節18の職員研修負担金は、社会教育主事講習の受講研修時の負担金を増額補正するものでございます。その下、目2文書管理費、節8旅費の費用弁償は、会計年度任用職員であります文書配達員の通勤手当を増額補正するものでございます。次に29ページをお願いいたします。1枠目の目2非常備消防費、節17の備品購入費につきましては消防団の活動服600着分について、更新するための購入費を増額補正するものでございます。財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金、補助率3分の2でございます。その下目3消防施設費、節18の消火栓設置負担金は、上下水道課で行います消火栓設置につきまして、水道本管の口径が当初見込みより大きく工事負担金が増額となることから補正するものでございます。その下目4防災管理費、節17の備品購入費は、職員の防災服につきまして新規採用職員分の不足分を購入するため、増額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。34ページをお願いいたします。今回の補正の総額は各表の比較の欄の示す、欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は、各段のとおりでございます。まず、特別職でございます。その他の特別職におきまして、新たに教育課の中学校部活、中学校部活動検討委員会10人の増加。また、中学校部活動検討委員報酬と健康推進課の新型コロナワクチン接種による医師報酬の増額を行っております。次に一般職の給与費について説明いたします。35ページをお願いいたします。一般職の会計年度任用職員以外の職員におきましても、給与費補正の総額は、総括の表比較の欄の額のとおりでございます。職員手当の内訳は下表のとおりでございます。本年4月1日の人事異動による科目間または会計間の組替え、諸手当における支給要件の変動等によりまして、所要額を補正しております。次に36ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましても今回の給与費補正の総額は比較の欄の額のとおりでございます。職員手当の内訳は下表のとおりでございます。次に37ページをお願いいたします。給料及び職員手当の増減額の明細でございますが今回の補正は、人事異動によるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画財政課所管分について説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入になります。3 枠目の目1 総務費国庫補助金、節4 特定地域づくり事業推進交付金ですが、あさぎり町地域づくり協同組合の事業費に対しまして当初予算説明の折に国が4分の1を補助するものと説明しておりましたが、県を經由し交付される交付金であったため、受入れ先の費目の変更に伴いまして減額するものです。その下、節8 地方創生臨時交付金は、生活応援券給付事業ほか5事業分を計上しております。11ページをお願いいたします。2 枠目の目1 総務費県補助金、説明の上の段、特定地域づくり事業推進交付金は、先ほど国庫補助金で説明いたしました交付金を受け入れるものでございます。その下、物価高騰対応生活者支援交付金は、国でエネルギー、食料品価格などの価格高騰の影響を受けました生活者や事業者に対し、必要な支援としまして、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額措置が行われましたので、その交付金を受け入れるものです。3 枠目の目1 財産貸付け収入、説明の光ファイバー貸付け収入ですが、あさぎり町ブロードバンド施設のを利用したサービス提供事業者の運営に関する協定、IRU契約の契約延長を行いますのでその収入を計上するものです。14ページをお願いいたします。次に、歳出の説明になります。最下段の欄、目7 企画振興費、節3 職員手当等の説明で、次のページをお願いいたします。説明の1番下、時間外勤務手当は、創生、申し訳ありません、町制施行20周年記念事業式典開催時の職員、関係職員の手当になります。節7 報償費は、記念式典に参加いただく3団体に対する謝金を計上しております。節10 需用費につきましても、式典時の花代、のぼり旗作成費用、式典時の記念品代、式典次第の冊子、イベントポスターの印刷費用を計上しております。節11 役務費には、アトラクションで使用いたします楽器の運搬費用などになります。節12 委託料は、あさぎり町の歌の編曲費用と式典時のステージ照明業務費用を計上しております。節18 負担金補助及び交付金は、歳入で説明いたしました電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援といたしまして、本町のLPガス使用世帯に対し支援を行うため、熊本県LPガス協議会に補助金を交付するものでございます。中ほどの欄、目8 電子計算費、説明の備品購入費は、平成30年8月に購入いたしましたiPadが5年を経過しており、一昨年度よりペンシルの不具合が出ておりまして、ストックしておりましたペンシルもない状況ですので、予備の分を購入させていただき費用になります。下から二つ目の欄、目19 地域おこし協力隊費の節12 委託料は、テレワーク拠点施設に申し訳ありません、テレワーク拠点施設の維持管理を行うための人材として地域おこし協力隊員2名を採用するに当たり、テレワークに関する専門的な知識を有した隊員を募集する必要があるため外部委託により人材を確保するための経費を計上しております。その下、目22 デジタル推進費ですが、次のページをお願いいたします。節7 報償費は、テレワーク拠点施設の利用促進について検討する必要がありますので、検討委員会を立ち上げますので委員の謝金を計上しております。その下、節14 工事請負費は、テレワーク拠点施設改修工事に追加工事分を計上しておりまして、空調機の増設工事、トイレ改修工事等の費用を計上しております。二つ目の欄の目23 生活応援給付金給付事業費、節3 職員手当等は、職員の時間外手当を計上しております。その下、節10 需用費は、封筒、応援券の印刷費用を計上しております。節11 役務費は、応援券加入店への通知に係る郵送料と加盟

店の口座入金時の手数料を計上しております。節12委託料は、応援券の発送に関する宛名印刷、封入、仕分作業などの業務分の費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金は、7回目になります生活応援給付金で、1人当たり5,000円、1万4,600人分を計上しております。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） それでは、町民課所管分の説明をいたします。歳出です。21ページをお願いいたします。2枠目、目3環境保全費、節12委託料で、指定ごみ袋の原材料高騰により販売価格の値上げが必要となりましたので、臨時交付金を活用して販売価格を据え置くために計上するものです。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。歳入です。3枠目、2段目、目2節5低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する事業費を受け入れるものでございます。11ページをお願いいたします。2枠目、2段目、目2節1社会福祉総務費補助金の説明、民生委員協議会活動費補助金は、活動推進費の交付単価が見直されたことにより増額されました12万円を受け入れるものでございます。その下、住まいの再建支援事業費補助金は、令和2年7月豪雨で被災された1世帯分の関係する助成金を受け入れるものでございます。節4児童福祉費補助金の説明、子育て家庭支援事業費補助金は、母子保健児童福祉一体的相談支援機関整備事業の補助金を受け入れるものでございます。18ページをお願いいたします。歳出となります。1段目、節18負担金補助及び交付金の説明、民生委員児童委員協議会補助金は、歳入で説明をいたしました活動推進費の交付単価見直しにより、増額された分を計上したものです。その下、熊本県英霊顕彰会負担金は、今年度事業につきましては旧年度の繰越し予算で対応するというものでありますので、減額補正をするものでございます。19ページをお願いいたします。1枠目、1段目、目7社会福祉施設費の節10需用費は、ヘルシーランド調理場の換気扇とエアコンの修繕料を計上しております。その下、節14の工事請負費は、温泉施設の温泉水を給水しますポンプ、インバーター、Y型ストレーナーの一体的な交換を行う予算を計上しております。2段目、目8低所得世帯支援事業費は、物価高騰の負担の大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する事業でございますが、事業の執行に必要な職員の時間外手当、消耗品費、印刷製本費、郵送料等々、システム改修委託料、給付金としまして、住民税均等割非課税世帯1,810世帯分と家計急変世帯20世帯分を計上、予算計上しております。なお、この財源につきましては、地方創生臨時交付金を充てるものとなります。2枠目、1段目、目1児童福祉総務費の節10需用費と節17備品購入費は、歳入で説明しました母子保健児童福祉一体的相談支援機関整備事業補助金を活用しまして、消耗品や備品を購入する予算を計上しております。2段目の目6低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、歳入で説明しました物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する事業費でございますが、事業の執行に必要な諸経費とシステム改修委託料、2

0 ページになりますが、給付金としまして独り親世帯以外の低所得の子育て世帯児童184人分と家計急変世帯児童12人分を予算計上しております。2 枠目、目1 救護施設総務費の節1 2 委託料は、経年劣化によりまして雨漏りが発生しております救護施設の屋根につきまして、塗装と防水シートを施工する工事の設計をするための委託料を計上しております。3 枠目、目1 災害救助費の節1 8 負担金補助及び交付金、説明の住まいの再建支援事業補助金は、歳入で説明しました令和2年7月豪雨で被災された世帯のうち1世帯の関係する助成金を計上するものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分の説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。歳入です。2 枠目の目2 衛生費国庫負担金、節1 保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、新型コロナワクチン接種者数に応じて交付される負担金で歳入で説明いたします。秋接種、失礼いたしました秋開始接種に係る費用分を負担金として受け入れるものです。3 枠目の目3 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、新型コロナワクチン接種体制に必要な体制に必要な経費の補助金、補助金を増額するものです。12ページをお願いいたします。2 枠目の目1 衛生費受託事業収入の節1 保健衛生費総務費受託事業収入、高齢者の保健事業受託収入は、デジタル握力計の購入や体組成計リース料の分として増額するものです。20ページをお願いいたします。歳出となります。1 番下の枠の目1 保健衛生費総務費、節1 報酬と次のページをお願いいたします。節4 共済費のうち10万1,000円と節8 旅費の費用弁償については、国民健康保険担当者の代替職員として、会計年度任用職員1名を4か月分増額するものです。節1 2 委託料の健康管理システム改修委託料は、母子保健保健福祉一体的相談対応の実施に伴う改修費用として増額するものです。節1 3 使用料及び賃借料の体組成計リース料と節1 7 備品購入費は、この備品購入費はデジタル握力計ですが、高齢者のフレイル予防を目的に地域サロン等での計測や指導等に活用しふだんは本庁舎に設置して、住民の方が気軽に計測できるようにそれぞれ増額するものです。目5 母子保健事業費、節1 2 委託料の新生児聴覚検査委託料と節1 8 の負担金補助及び交付金の説明2 行目の新生児聴覚検査助成金は、難聴児の早期発見、早期療育推進のために行われている検査の費用を助成するもので産科医療機関に検査を委託、産科医療機関に検査委託料として人吉球磨管外の医療機関の場合や本年度4月から既に検査を受けている方へは助成金として増額するものです。節1 8 負担金補助及び交付金の説明1 行目、不妊治療費助成金は、不妊治療が令和4年4月から保険対象となったことに伴い県の助成が終了したため、町で新たな助成制度により経済的負担の軽減を図ることとし、当初予算では1件当たり10万円と見てしておりましたが、保険制度等において個人負担の増額が見込まれることから、今回1件当たり30万円を、30万円を1件、20万円を10件、失礼いたしました1件当たり30万円を2件、それから20万円を10件を見込み、当初予算から不足する額を増額するものです。22ページをお願いいたします。目6 予防接種事業費の節1 報酬、節3 職員手当、節4 共済費、節7 報償費、節8 旅費、節10 需用費、節11 役務費、節1 2 委託料、節1 3 使用料及び賃借料の増額については、新型コロナワクチンの追加接種の本年度の秋開始接種に必要な、会計年度任用職員、医師報酬、時間外手当、医療連携会議謝金、消耗品

や封筒印刷代、郵送料、医療機関へ等への委託料及びパソコンやプリンター、電話機器、会場使用料として増額するものです。接種時期は9月以降となりますが、接種終了後の残務整理も含め来年3月までの費用を計上しております。節2 2 償還金利子及び割引料の第5期風疹予防接種国庫補助金返還金は、令和4年度分の補助金確定に伴い償還金を失礼いたしました返還金を増額するものです。目7健康づくり推進事業費、節2 2 償還金利子及び割引料の自殺対策事業費補助金返還金についても、令和4年度分の補助金確定に伴い返還金を増額するものです。以上で健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分の御説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。歳入になります。最上段、目7災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は、今年の台風14号による被災か所のうち復旧の進捗に合わせた7か所分の国庫補助金となります。次のページをお願いいたします。上段の枠、目9林業振興基金繰入金は、林業振興基金事業における林業従事者育成促進事業分となります。次に3段目の枠、目8災害復旧債は、林業施設災害復旧事業に伴うものとなります。24ページをお願いいたします。歳出になります。目17川辺川総合土地改良事業費、節18負担金補助及び交付金は、国営川辺川総合土地改良事業について、令和5年3月末で完了し負担金額が確定をしておりますが、当初予算計上分に対する町及び農家負担分における不足分の計上となります。次のページをお願いいたします。上段の枠、目2林業振興費の林業従事者育成促進事業補助金は、1名の林業従事者における刈り払い機の購入に対するもので、税抜事業費の2分の1を支援するものです。33ページをお願いいたします。目2林業施設災害復旧費は、歳入で説明をいたしました7か所分の工事請負費となります。以上、農林振興課所管分の説明となります。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明を申し上げます。歳入になります3枠目、目4商工観光費国庫補助金、節2商工費補助金、先導的官民連携支援事業費補助金につきましては、昨年度策定いたしましたあさぎり駅周辺基本整備構想に基づき実施します、可能性調査の国土交通省補助金となります。25ページをお願いします。歳出になります。2枠目、目1商工総務費、節7報償費は、官民連携に精通しました専門家によるアドバイザーへの謝金を計上しております。節12委託料につきましては、歳入で説明しましたあさぎり駅周辺整備に係る官民連携可能性調査費を計上させていただいております。3枠目、目1観光費、節8旅費の追加計上につきましては、現在、熊本館での地元製品のPRや観光連携のための職員分を計上しておるところでございます。節14工事請負費につきましては、ビハ公園キャンプ場への送水管の布設替費と老朽化により使用不可となっておりますコインシャワーの取替え費を計上しております。次のページをお願いします。1枠目、節18負担金補助及び交付金につきましては説明欄に示しております各協議体への各協議会等への負担金を計上しております。商工観光課所管分につきましては以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、建設課所管分につきまして説明いたします。10ページをお

願いたします。歳入でございますが、3 枠目の目 5 土木費国庫補助金、節 2 道路橋梁費補助金につきましては、補助事業で計画しておりました道路改良や舗装補修、橋梁補修などで、内示額に合わせて減額するものです。1 2 ページをお願いいたします。3 枠目の目 5 土木債、節 1 道路橋梁債につきましては、補助事業分では、減額となりますが、今回追加計上しております単独事業分で増額とするものです。次の節 2 河川債につきましても追加計上しております河川事業の財源として増額するものです。2 7 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1 枠目の目 2 道路維持費、節 1 2 委託料につきましては、橋梁の補修設計におきまして、補助金の内示により減額するものです。節 1 4 工事請負費につきましては、舗装補修工事、橋梁補修工事、法面改良工事、自転車道整備工事におきましての補助金の内示による増減と単独事業で追加計上しております舗装補修と維持工事分で増額とするものです。節 1 7 備品購入費につきましては、昨年度に行いました道路の路面調査の成果品として画像データが納品されておりますが、画像を表示して活用するためのパソコンがありませんので、購入費を計上しております。目 4 道路改良費、節 2 1 補償補填及び賠償金につきましては、免田町中央通り線の安全対策事業におきまして、家屋や工作物の補償鑑定の調査に基づきまして、補償費を増額するものです。次の枠の目 2 河川改修費、節 1 2 委託料につきましては、谷水川、堀川及び立堀川の改修における測量設計費を計上するものです。節 1 4 工事請負費につきましては、堀川及び立堀川の改修工事の追加、それと町管理の準用河川のしゅんせつ工事を増額するものです。次の 2 8 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 公園費、節 1 4 工事請負費につきましては、岡留公園に設置しております大型遊具が破損しているため使用禁止をしておりますが、老朽化により修繕が難しいということで撤去費を計上しております。2 枠目の目 2 住宅建設費、節 1 2 委託料につきましては、下道団地の改修を行うための設計を追加するものです。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。歳出になります。1 番下の枠、目 1 下水道費、節 1 8 負担金補助及び交付金、下水道事業会計補助金は、人事異動に伴います児童手当に要する経費の増額に伴うものとなっております。その下、節 2 3 投資及び出資金は、下水道事業会計補正予算で説明を行いますマンホールポンプ改修費用の増額に伴い、出資金の増額を行うものです。以上で、上下水道課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。教育課所管分を御説明いたします。1 0 ページをお願いいたします。歳入です。最下段、目 6 教育費国庫補助金、節 1 学校施設環境改善交付金は、令和 4 年度に受入れ予定でしたが工事請負額が未確定で交付請求が出来なかったため、令和 5 年度にて受け入れるものです。その下、節 2 公立学校情報機器整備費補助金は、G I G A スクール運営支援センター整備事業の補助金の交付内示によるものです。補助率は 2 分の 1 です。1 1 ページをお願いいたします。最後の枠です。目 1 指定寄附金、教育費寄附金は、あさぎり町中部ふるさと会からの寄附金になります。2 9 ページをお願いいたします。歳出になります。最下段、目 3 教育振興費、節 8 旅費、費用弁償の増額は、会計年度任用職員の通勤手当になります。3 0 ページ

をお願いいたします。1 枠目、目 1 学校管理費、節 1 の報酬と節 3 の職員手当等は、特別支援教育支援員の産休代替分となります。節 1 2 委託料、設計監理委託料は、須恵小学校食堂屋根改修工事の設計業務委託料です。節 1 4 工事請負費は、免田小学校プールろ過部分の更新工事費になります。節 1 7 備品購入費、一般備品購入費は、学校内の安全確保の充実のための防犯用品の購入、図書購入費は、ふるさと中部会からいただきました寄附金を各小学校の図書購入費に充てるものです。2 枠目、目 1 学校管理費、節 1 7 の備品購入費、一般備品購入費は、小学校同様、防犯用品の購入、図書購入費は、寄附金を図書購入費に充てるものです。目 2 スクールバス運行費、節 1 7 備品購入費は、あさぎり中学校のスクールバス 1 台が購入から 30 年が経過し、経年劣化が見られるために更新するものです。最後の枠、目 1 生涯学習総務費の節 1 報酬、節 3 職員手当等の次のページをお願いいたします。説明の 2 行目、会計年度任用職員期末手当、節 4 共済費の社会保険料と共済組合負担金、節 8 旅費の費用弁償は、予定しておりました会計年度任用職員の任用がなくなり減額するものです。節 7 報償費、講師謝金は、人権教育啓発講師謝金を増額するものです。節 8 旅費の普通旅費は、県人権教育社会教育部会の旅費を増額するものです。2 段目、目 2 公民館費、節 1 1 役務費の登記手数料は、公民分館用地の認可地縁団体での登記が可能となりましたので減額をいたしまして、節 1 8 負担金補助及び交付金を増額し、組み替えるものです。補助金につきましては、所有権移転登記分が不要になりますのでその分を減額しております。3 段目、目 3 文化財保護費、節 7 報償費、才園古墳石材環境調査謝金は、県指定史跡、才園古墳の石室環境調査のため、専門家を招き調査を行うための謝金になります。節 1 2 委託料、樹木伐採委託料は、台風 14 号により被災を受けました町指定天然記念物、名称狩所のベニタブの処置を行うものです。節 1 8 負担金補助及び交付金、文化財修理補助金は、同じく台風 14 号により被害を受けました深田阿蘇神社本殿覆屋修復に係る補助金です。目 6 生涯学習センター事業費、節 1 2 委託料、漏水調査業務委託料は、学習センターで漏水が見られ、漏水か所の調査を委託するものです。節 1 3 使用料及び賃借料、コピーリース料は、生涯学習センターの輪転機の故障によりリース契約を解約したため減額するものです。32 ページをお願いいたします。1 枠目、目 1 保健体育総務費の節 1 報酬、節 3 職員手当等の時間外勤務手当、節 8 の旅費、費用弁償、節 10 の需用費、食糧費は、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画を受け、あさぎり町においても、中学校部活動の地域移行に係る検討協議会を設置するためのものがございます。2 段目、目 2 体育施設費、節 1 4 工事請負費は、上総合運動公園野球場のダイヤモンド内の土の入替え工事、同じく上総合運動公園体育館内の防球ネットの張り替え工事分でございます。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の漏れはございませんか。ございませんか。会議の途中でございますけれども、ここで休憩いたしたいと思います。午後は 13 時 30 分より再開いたします。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 30 分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第9、議案第8号の提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 11番皆越です。28ページの中にですね、土木費の中で工事請負費が掲載されております。これは公園費で、大型遊具の撤去というようなことでございました。そのあとですね、撤去した後はまた遊具を補強、補強されるのかどうかですね。それとまた岡留公園総合案内図というのがありますが、その看板についてはいかがお考えでしょうか。それが1点目。2点目はですね。これ32ページですかね、教育費の中でタブの木の除去のことが記載されております。教育長の行政報告の中でも4月24日に、この第1回の文化財保護審議会が開催されたというようなお話でございました。で、令和5年度主要事務事業説明表の中においてもですね、名勝狩所のベニタブ町指定天然記念物の被災状況というようなことで詳細に説明されておりますが、このタブの木を処置の内容としてですね、被圧木、不要の枝の剪定とか書いてございます。審議会で協議されて計上されたと思いますけども、これがですね、歩道のほうに桜の木とかですね別段の木がおりかぶさっておって、電力会社も必要なかなあと思いますけども、やはり電線にもですね、かかっておりますので、その辺のところの協議はいかがされましたでしょうかお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 岡留公園の遊具の撤去についてというお尋ねですが、当面は3月末からですね、使用禁止ということではしております、危険防止ということで取り急ぎ撤去費を計上していただいたところであります。再設置するかどうかについては、現時点では未定でございますが、その辺も早急に協議してまいりたいと思っております。それから、看板の件についてちょっと私も確認出来ておりませんが、遊具の撤去に伴って不要であるようであれば、撤去が必要かなというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、狩所のベニタブの処置ですけれども。現在のところ不要枝の剪定、枝葉の処分、折損枝の処理と計画しておりますけれども、そういった電線に係る分、また道路敷っていうところもありますので、その部分につきましても関係課と協議しながら危険な部分は取り除いてまいりたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、皆越です。岡留公園総合案内図というのがですねありまして、これ1から11番まで書いてありますけども、だんだんですね、目的から外れている部分があると思いますので、そこら辺のところもですね、協議していただいて、この案内図も掛け替える必要があるかなと思っておりますので、協議のほどよろしく願いいたします。それとこの狩所のベニタブについてはですね、これ桶もありますけども、桶がですね、墓地がありまして墓の上のほうにもですね、枝がかかっておりまして、もしかして台風とかですね、被害が来た場合には、この墓地にも被害を被るんじゃないかなというそんな心配もしておりますので、そこら辺のところもですね、協議していただきたいと思っております。それとあわせて区のほうからですね、何か要望書も提出しているというようなこともお聞きしております。その内容については

詳細について聞いておりませんが、その要望書についてもですね、御検討をお願いしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、要望書のほうは教育課のほうではちょっと確認をしておりますけれども、危険な部分が楠のほうがあるということで、現況を確認させていただきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 被害がですね、こうむってからはどうしようもないと思いますので、現況をですね再確認していただいて適切な処置をお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。3点ほどお尋ねをしたいと思っております。まず、12ページになりますですかね。すいませんその前に10ページの10ページ地方交付税の今回の補正の、これは財源充当のための補正であろうと思っております、地方交付税。それ補正をしてございます。これ私、年度初めの頃はよくお尋ねしてはるんですが、この時点でのですね、財政課としての今年度の交付税の見込額との差というか要するに留保財源というのが現時点でお分かりであればお尋ねしたいと思います。本算定がまだ未定、済んでいないだろうということは承知しておりますが、現時点での財政担当課としての見込みをお願いを残りですね、留保見込額。今後の財源に充てられるであろう財源確保をお願いしたいと思います。あと12ページにつきましてがですね。これちょっと後ほどお尋ねします、すいません。22ページ、2点目は22ページでございます。予防接種事業費でございまして、コロナワクチンの予防接種、今年度もやっていただいております、これは春何とかいうんですかね今やっていただいている分。実は私個人も先日受けさせ、受けさせていただきまして、対応いただいている皆様大変御苦労いただいております。これ今回の補正は秋と申しますか部分だというふうに聞いておりますが、お尋ねしたいのは、会場を当面文化ホール使用されるというふうなことを聞いておりますが、予定の期間ですね、この予防接種対応される。と申しますのが文化ホールの利用をですね、待ち望んでおられる皆さん方も結構おられるということが1点ありますので、その付近をちょっと予定期日と申します期間と申しますかをお尋ねしたいと思います。それからもう1点でございますが、30ページ。スクールバスの更新ということで、今回計上されておるわけでございますが、これ全協でしたか委員会でしたかこれお尋ねしてはるんですが、スクールバスと同タイプの現在使用されてるバスのもう1台あるんですねスクールバスではないと思っておりますが、ただちょっと最近気づきましたけど、その分がスクールバスに何かいろいろあったときには、対応して結果的には2台、同じタイプのバスをスクールバスで使われておる。そういうケースもあるというのを最近ちょっと私知ったんですが、それを含めまして私がお尋ねしたいのは、今回の更新のバスともう1台のほうのバスこれスクールバスじゃない、位置づけは違うかもしれませんが。やっぱり経年劣化でスクールバス毎日使うバスですね、それに対応するケースもあるやに聞いておりますので、その付近の更新の手順と申しますか目安はひとまずあるとは聞いておりますが、あとそこの判断ですね。何か、そこ問題あったら何か別のバスを何か対応するようなケースも出てくるのかどうかちょっとよく分かりませんが、その付

近のスクールバスに使う、使うケースもあるもう1台のマイクロバスの更新に関しましてですね、お考えをちょっと御説明をいただければと思います。以上3点、よろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。まず1点目の留保財源の件についてお答えしたいと思います。肉づけ補正予算後の予算後の留保額は、1億6,300万円を見込んでおります。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はいではコロナワクチンの春開始接種の日程でございますが、6月6日から開始いたしておりまして、7月の6日を最終日は、予備日と設けておりますが計9回を予定しております。それから、この後でございますが先ほどもちょっとおわびいたしました。9月以降に秋接種、秋開始接種を計画することとなっております。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。現在スクールバス、今度更新しますバスと別にもう一度町のほうで所有されておりますバスがございますけれども、やはり教育としましては、修繕等ある場合にそちらのバスを臨時的に使わせていただいておりますので、同程度の経過年数があると思いますので安全確保のためにはそちらのほうも今後更新等を行っていただきたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。まず1点目でございますが1億6,300万程度、新町長、新町長就任されて今補正予算計上、かなり肉づけ予算という形でされておりますが、私の印象は新町長の新しい政策的なものはですね、まだ現時点でなかなか間に合って間に合わないというかですね、ということで、今年度中にまだ追加で追加と申しますか補正でですね、新しい施策をされるのかどうかちょっと分かりませんが、そこあたりの財源確保ですね。これまでの町政の継続プラス、プラスですね、新町長としてのお考えを今年度中に財源が伴うようなものがどれだけあるのかないのかちょっとまだ現時点では分かりませんが、その財源確保という意味でちょっとお尋ねをしたところでございます。当然災害等ございますからそれが全て行くわけじゃないんですが、今の先ほどのお話でありますと1億6,300万程度は財政課としては、交付税の財源の余地が現時点では想定をいただいているというふうに理解をさせていただきました。それに絡みましてでございますが、12ページのですね、公共施設整備基金の繰入金。これ公共施設の解体の合併特例債の残りの財源充当であるというふうに私はちょっと理解してはるんですが、公共施設の整備基金、その名のとおり公共施設の整備ですね。解体で解体というのも公共施設の整備というふうに広く捉えればそうなのでありますが、公共施設の整備基金を私の印象というかイメージ考え方は、整備を新しくしていく、当然それに付随した部分の解体等ありと思いますが、現在の解体はあくまでもこれまでの施設の解体でございまして、合併特例債を充当した残りでですね、公共施設の整備基金を充当するの、そういう考え方、これ別に悪いという悪いとかそういうことではないと思うんですが、何か本来の趣旨と違うというふうに私は思っておるところでございます。この500万という金額ですね。先ほどの交付税等々の一般財源のそれを充てる充てないそれは、財政当局あるいは町のお考えであると思うんですが、要するに基金の特別の目的基金の充当につ

きましてはですね、そこあたりの政治減債基金とか、この公共施設整備基金。その付近の私はある程度厳格な考え方を充当する場合ですね、されるべきではないかなということをおもっております。これまでもこれは解体の費用の補助残、起債残に充当されてきております、昨年度もですね。ということで、それはそれでもう過ぎた話でございますが、そういう考えを私思っておりますのでちょっとその点についての御回答いただきたいと思っております。予防接種につきましてはですね、先ほどその秋接種、そこで文化ホールのですね、コロナ禍というか、ということで昨年度文化ホールの改修事業で使えてない。そしてその以前がやっぱり、コロナ最初、最初のほうと申しますか。これまでの経緯を経緯として、それは仕方ないと思うんですけど、今、文化ホール、文化ホールに限らずですねいろんな文化活動とかそういうのも、またほんなら、頑張っているというふうな、そういう空気がこれから出ていくと思うんですが具体的にちょっと、個別の案件になってしまいますが、例えば借りたいと民間の方がですね、そのときにまだこんな予定があるから、ちょっとそこはきりしないというようなイメージで使えるのか使えないか分からない状態というようなことでよその施設をはい、あそこは、予約して、そのあと文化ホールが使えるからこっち戻ってくる時にはキャンセルはきかない。要するに、使わなくても使用料を払わなくてはならないと。そういうことで、文化ホールの使用を待ち望んでおられる階層がおられるというのが一つありますので、その点はもちろん、ワクチン接種の中でですね、スケジュールとかいろいろ大変だというのは重々承知しておりますが、その付近うまく、うまくというか早めにもし可能であれば設定いただいて、その残りというか使えるのを待っている皆さんがいるということも一つ御検討いただければというふうなところで今回ちょっとお尋ねをしたところでございます。スクールバスにつきましてはですね、先ほどの御答弁の中でありまして、私はもうもう1台ほうもですね、更新を前提に何かちょっと確認をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうな印象を持っておりますのでそこは私も細かなとちょっとよく分かりませんが、年数的にもちょっとかなり厳しいときに来てるんじゃないかなということをおもっておりますので今回お尋ねしたところで。以上、お答えがある部分についてよろしくお願ひたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） スクールバスの件でいろいろお尋ねがございましたが、スクールバスの場合には、陸運局とのいろいろな手続が必要ではないかというふうに思っております。スクールバスの目的っていうのは、児童、今のところ生徒の一層ということに限定されておると思っておりますので、そういうところもちょっと今後、陸運局との打合せといたしまししょうか、調整が必要かなというふうに思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。コロナワクチン接種のつきましてでございますが、はい。現在は春接種の日程が決まっております今後、秋接種のほうの日程調整を進めていくわけでございますが、議員がお話しされましたとおり文化ホールを利用されたい方がおられるということでございます。それを大事なことだと思っておりますので、国の日程等がですね、なかなかすぐすぐに早めにいきませんが、ある程度期間を見据えてですね、極力文化ホールを利用して、されたい方が利用できるようなスケジュール、早め早めのスケジュール等を組めるように頑張りたい

りたいと思います。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、公共施設整備基金にの使い道についてですけれども、やはりまだこれから合併特例債がなくなりますのでまだ解体除去工事も何件か残っているということで、当然、この基金を繰入れて対応せざるを得ない状況があるかと思っています。ただこの使い道につきましてもはっきりこちらのほうで方針等も決めてですね、お示ししたいと思いますが、ただやはり今回、合併特例債の期限が迫る中で非常にこう特例債を借りて、その残についての基金取崩しということで今回はこれだけ上がっておりますけれども、今後も、こういう形は出てくるかなと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） スクールバスにかかわります町のマイクロバスの件ですけれども、使用頻度等もあると思いますのでそちらも踏まえて、関係課と安全確保のために協議をしてみたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。1点だけまたお願いします。基金の問題ですね。解体除去、これまで使ってきた公共施設の解体除去合併特例債充当する。まそりゃ有利な財源としてですね。ただそこに後年度負担が交付税措置の残りですね、後年度負担が発生している。後年度、将来の住民負担が、自分たちに解体しても不要な施設がなくなってるからそれは一つの利益であるんですが、自分たちの後年度ですよ、住民の目に見えたサービスの提供とかあるわけではない、そこに後年度負担が発生しているということではですね。合併特例債は、有利な財源ですから使ってるからそれはそれでよしとして、その残り残りについてはですよ、私は現世代が負担しておくべきではないかというふうに思っております。小さな話ですけど、小さく額的にはですね。で、その公共施設通整備基金はあくまでも将来へ向けての公共施設の整備、要するに将来の住民が利活用するための施設整備に充てるための特別特定目的基金であろうというふうに私はそういう理解をしてるんですよ。ですから状況については、合併特例債充てる充ててるわけですから、残りの負担はですね、私は公共施設整備基金ももともとは財調を振替えてきてるわけですから、もともと一般財源と同じようなもんだと思っておりますので、今の現、現住民の負担である一般財源で、充てる考え方のほうはですね、解体除去ということに関してはですよ、適切じゃないかなというの、私そういう視点で先ほどちょっと申し上げたところでございます。これここで深く議論するつもりございませんが、今後も解体は、もうほぼあれで先ほど町長がおっしゃった、合併特例債後のですね解体についてはまた別途財源考えなくちゃいけませんので、そのときは今おっしゃったように基金の充当ちゅうの十分あり得るとは考え方としてあると思いますが、現時点での特例債充当残の一般財、負担分については、現負担で現在の世代の負担でいいんじゃないかなというように、そういう視点で先ほど申し上げたところでございます。財政課のほうで何か、御答弁があればお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。御意見の趣旨はよく理解出来まして、特定目的基金で法

的にはといたしますか、決まり的には、こういう公共施設整備基金繰入金が使えるんだけど、将来の将来の世代が利益を享受するのかどうかということに関する意見いただいたというふうに理解いたしましたので、今後ですね、まだ除却していない施設もございまして、またまた次回の施設の除却の際には、また十分にですね、議会にお諮り、御相談して、御相談していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい、3点お伺いします。教育委員会にですが、今回学校の整備、安全対策のための整備を予算化していただいております。今全国の整備状況から考えますとですね、大体さすまたについては88%近くがどこの学校も整備している。しかし防犯カメラについては58.1%であったり、非常ブザーについては45.6%であったり、学校でそれぞれの違いはあるわけですが、そういった観点からいくとまだまだ不十分な点があるのではないのかなというふうにも感じたところですよ。さすまた、今回は防弾の防弾ちゅうか名前忘れましたが、はい、そういった形の整備をしていただくということでもありますので、今後今申し上げたような防犯カメラであったり非常ブザーであったり、その辺の検証もひとつしていただければなというふうに思います。もう1点は、訓練については前回の答弁の中でやってるということでもあります。先生方がこの機材を使う訓練というのは当然されてると。その訓練の仕方の中で、生徒もあわせて、子どもたちもあわせてですね、訓練がなされてるのかなと。例えば教室に刃物を持って外部から入ってきた。そのときに子どもたちをどのような形で避難させるのか。その時じゃ先生はどのような対応をするのか。そういった訓練がなされているのかということを確認をしたいと思いますので1点お願いします。続けてこれはページは21ページですが、これはごみ袋の問題ですね。これは所管課の中で質疑も私もしましたが、どうしても納得が出来ない部分があります。そこで企画政策課と財政課にお尋ねしたいんですが、今回資材高騰ということでごみ袋の購入105万1,000円。これを計上してあります。これはもう全てふるさと振興社が、に受けさせてやるわけですね。令和4年度のですよ、ふるさと振興社の決算状況を見ると今年も所得税を72万9,600円納めてあります。その中でごみ袋の単純な利益は、ごみ袋だけで242万3,000円の利益を出してるんですよ。これを考えると240万もこうごみ袋で利益を出してるのに、あえてまた100いくらかも出して、物価高騰が問題があるからということで、売価に転嫁しないようにという話での対応ですけれども240万の利益を出しとるなら100万はそら吸収できるんじゃないかと私は思ってるんですね。あえてそこまで物価高騰ということの名目で、ごみ袋200幾らも支出する必要があるのかと。一方全体のあさぎり商社ですね今、所得税まで納めてある。この所得税を納めていることに対しては令和3年度の決算審査の中で監査委員が企画政策課に指摘をされてますよね、講評の中で。ふるさと振興社がもといふるさと振興社、今はあさぎり商社、所得税を納めるのはおかしいんじゃないかということ監査委員が指摘もされてます。それにもあえて4年度も所得税が納められてます。このあたりはですよ、企画政策課にこの代表監査委員は指摘をされてるんだけどそれが担当課あるいは振興社に伝わってるのかなと思います。その辺をですね、確認をしたい。本当に必要なんでしょうかということですね。財政課長にもお尋ねしたいんですが、当然査定されて100万幾らなのですね今度は予算化されたわけで、

ごみ袋。財政課も担当課の言い分も聞くのは当然ですけれども、どこがこの窓口でどこがどうやってやってるのかというのは、知っておられたほうがいいんじゃないのかなと思うんですね。あさぎり商社の経営状態をです。そういったものを分析すると本当にこれが果たして出さにかいかんようなお金なのかということは、ちょっと、考えられるんじゃないのかなというふうに思います。その辺、お二方課長さんにお伺いしたいと思います。2点、当初は、教育課長からお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 補正予算におきまして、小中学校のほうに防犯用品の追加、充実のために購入を上げさせていただいております。現在さすまたに加えてですね、今回、小型の盾、大型の盾、高速部ネットランチャーです。あと保護具用具さすまたですね、を追加配備するわけですけれども、さらにカメラ、防犯カメラにつきましては、改修、学校の改修に合わせて設置する予定であることと、また緊急の場合におきましては、教育課のほうに防犯カメラを購入しておりますのでそちらを学校に貸し出すという形を現在とっております。防犯ベル等も有効かと防犯対策に思われますので、今学校のほうでいろいろ訓練を行っておりますけど、その部分で必要な、まだまだ不十分だと必要なところがあればですね、教育課としましてもこのあたりは安全確保のために充実させていきたいと考えているところです。訓練につきましては、年に1回不審者訓練、防犯訓練、各学校で行っていただいております。児童、先生ももちろんですけれども児童生徒も参加しての訓練となっております。また今回防犯用品をいろいろ新しく購入しておりますので、警察署のほうにお願いをしまして、その道具の使い方を含めてですね、不審者対策、防犯訓練を今年度行いたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。2点目の御質問ですけれども、ごみ袋の件につきましては、うちがですね地方創生臨時交付金の取りまとめをやっている課ということで、基本的には原課のほうからですね、こういった事業をやりますということで、こちらのほうに上がってきておまして、それにつきまして交付金のほうを配分しているという形をさせていただいてるところでございまして。それとですね、あさぎり商社の件につきましては、基本的にふるさと納税とかですね、会社の純然たる利益に基づいて黒字が出ており、納税をされているという状況ですので、これを交付金を交付したからということで納税されているものではないというところでこちらは認識をしているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。財政課の査定の中でというような話だったんですけれども、今回、企画政策課長も申し上げましたとおり、今回この臨時交付金を使いましてこのごみ袋を作成されるということで、あくまでこちらはあさぎり商社に利益が行くということではなくて、消費者がごみ袋が高くなることでの不利益がないようにするような目的のものというふうに理解しております。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 交付金が来るから出すということではなくて、交付金が来ればほ

かのところにも使えるわけですね。ここに出さんでも、あえて、うん。私はそう思いますよ。ちょっと考え方が違うのかもしれませんが。上からくるんでそのまま出しますと、課からも要望があったからって。私はそういう単純なものじゃなくて、それは、皆さん方が自分のお金として考えたときにもっと使い方をやっぱ考えにやいかんって思いならんかなあと私は思う、思ってるんです。はい。ですからその会社がふるさと納税の手数料が12、12%だったかな。はい。それで経営をやって黒字が出て出たから、所得税を国に納めてありますから、健全な経営だって。前の今までの前町長もそういう考え。それだけの黒字が出るんだったらパーセントを下げればいいんですよ、10%なり9%なり。あえて振興社にですね、利益を出して所得税まで納める、納めさせる。それが町民のためになるんですかね。私はそれは頑張っ努力をして利益が出るんだったら一旦町が預かってそして次の年に設備投資をするんだったらそのお金を出すようにして、知恵を絞れば方法は出ると思うんですよ。あえて無駄になるような所得税を何で納めにやいかんのか。これは監査委員からも指摘もされてるはずですよ。もう少し4年度、今年度5年度、6年度、その辺のやっぱり方向といいますかね、考え方はやっぱり是正されたほうがいいんじゃないのかなと。町長も新しくなられたんで変えるところは変えますっていうお話ですけども、やはりそのところにはやっぱり目を向けてですよ、1回点検をして私は欲しいなというふうに思います。それに対しての回答、まずいただけますか。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） あさぎり商社のごみ袋、利益の分に関してはですね。やはり新しい年のごみ袋を契約する際にですね、やはり留保財源が要るところでやはりその次の年のごみ袋の契約のために、200万を超えるような利用財源を確保しておくという必要があるというところで、決算上はそのように上がってきているわけです。私もふるさと振興社、今あさぎり商社ですけども、担当課ということで何年かやってまいりましたけれども、今の段階では商社にかわっ、名前は変わっても、内容的にはふるさと振興社とほとんど変わってない、業務内容になっております。ですから、元のふるさと振興社に戻ってほしくないもんですから私も。ですから、経営改善あたりも力を入れていきたいと思ひますし、商社につきましても、もう少し勉強する時間がいただきたいと思ひております。ですから、もう少し商社の今後につきましても、業務内容等の検討もさせていただきたいと思ひております。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい是非あさぎり商社について私どもまだまだ中身の分かりません。どのような進め方でいかれるのか、その辺は勉強したいというふうに思ひておりますので、そのときには御協力いただきたいと思ひますがもう1点財政課長にお伺ひします。今回補正で11ページに光ファイバーの貸付け料金が入ってきました。これはIRUの1年延長のために入ってきたわけですが、今1年延長したことによって、今、政策企画、企画政策課においては、新たな事業計画が練られております。これは多分御存じかも知れませんが、財政課長にもしっかりと新しい事業についての説明をですね、やっぱり企画政策から受けていただいたほうがいいのかという思ひで今日は行っております。新しい事業はですね、今度プロポーザルをやられるんですけども8億2,000万もの補助金を出す事業ですね。私は、特別委員会でも話しましたが、

これを減らす方法がある、ありますよという話をしました。新しい民間事業者に今の加入してる人たちがですよ、今のイクストライド会社名言っているのかな。はい、事業者と契約してる部分が今度は民間新しいところに切り替わるときに、その分の費用を町が例えば5,100万出しますと。そうすると事業費がマネジメントで示された数字から、あるいは（ ）ぐらいまで下がります。どっちが得ですかという話を特別委員会でもしましたが、その辺は私は財政課はどういうふうな考え方で事業計画を見ておられますか。

◎議長（森岡 勉君） はい、伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。私も委員会ですか。はい。特別委員会の資料は拝見いたしましたけれどもちょっとそういうデジタル関係に私あまり明るくないこともありまして、ちょっとまだ詳しくは理解出来ておりませんので、今後企画政策課と連携しながらですね、詳しくまた教えていただきたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。はい、9番、山口議員。

○議員（9番 山口 和幸君） 1点といいますか2点、お伺いをしたいと思います。まずは町長にお伺いしたいんですが、前町長から事務引継ぎといいますか、懸案事項等々の引継ぎがあったと思うんですが、その中で生活保護受給者の方が職員の不適切、不適切な説明によって被害をこうむったという事案がっております。このことについての引継ぎはありますか。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。引継ぎは、ありません。

◎議長（森岡 勉君） 9番、山口議員。

○議員（9番 山口 和幸君） はい、分かりました。それはまた別途の折に質問をしてみたいんですが、実は議長のほうからお話を伺いまして、町長が蒲島県知事を表敬訪問されたこと、御挨拶に行かれたというときに議長も同席されたということですが、その時に県の職員の方、特にあさぎり町合併時に大変お世話になった方が今、部長ですね。その方初め県の幹部の方々が数多く同席いただいて、蒲島知事のほうからエールを送られたと。議長それを聞いて、今回の北口町長に期待すること大であるということを経験から報告を受けておりました。そういったことで大変期待をしております。実はその中で、今日は1点だけお話をさせていただきたいんですが、もう町長も御存じのとおり旧免田町時代からいろんな課題があつてるところもたくさんあります。あえてそこに一つに絞ってお尋ねしてみたいと思うんですが、ページ31ページ、文化財保護費。才園古墳、石材の調査、謝金の件であります。実は古墳時代に建設されたであろう才園古墳。その中から出土した龍金獣帯鏡をはじめ数多くの収蔵品がございますが、全てが一級品であります。これだけのものを持つ人が、あの地域に住んでいたということになります。旧免田町時代からやはり私たちもここで生まれ育ってきて、やはりこの地域にひよっとしたら中国と直接交流ができるような人物がいたかもしれない。そのロマンを感じながら誇りを持ってまいりました。それが今回ようやくべんがらですね、古墳内に装飾してある。あるいは野ざらし日ざらしで、もうほとんど消えかかっている。何度となくお話ししてまいりましたが、中々そこに手をつけるということが出来ませんでした。出来なかったのか、しなかったのか、よく分かりませんが、そういう中で今回ようやく調査をしていただくということで大変ありがたく、うれしく思

っているところでございますが、実は、もう二、三年前にあそこから公民館建設の時に出土した品物を直接見た人がもう亡くられました。その方が小学生だったと伺っておりますが、もう既にあそこに公民館建設をつくるときに本当は今吉野ヶ里で卑弥呼論議がっておりますが、ああいう墓の中にどのように並んでいたのか、どのように埋葬してあったのかを見るとということじゃなくて、もう既に県からおいでになったときにはむしろを広げて、そこで並べてあったと。大変残念なことであったという話は聞いておりますが、そういったふうに地域の方々に、もうそのことを語られる人がいなくなります。そういうこともあります。その中で今回、何回も申し上げますが、謝金を組んでいただいて調査に入っていただく、大変ありがたいことではありますが、やはりこれはあさぎり町のみならず、県、私は国の大きな財産だと思っておりますので、旧免田町時代から関わりを持ちながらいろいろなお話をしてきたんでありますが、その古墳のあそこにあるがゆえにそれぞれの生活にもいろいろな影響が出て、家を新築改築もなかなかままならない。あるいはそこに古墳があるがゆえに農作業をするための道路改良が出来ない等々、いろいろな課題が残ったままです。それで町長にお伺いしたいのは、今回、謝金を組んでいただきましたが出来れば、出来ればですよ。本当はこの中に例えば道路網をどうするのか。あるいは居住空間をどのように考えるのか総合的に才園古墳周辺のやはり整備を考え持っておいていただきたいんですね。しかし町長の話聞いてるとやはり慎重に慎重を期しての今回の肉付け予算だったというふうには思いました。しかし蒲島知事からのお話は、早い機会に北口カラーを出せというようなアドバイスがあったと、議長から聞いております。中々こないだの答弁も優等生でありました。まずは決算統計、それから交付税の本算定が終わってから、大体財政係は、6月の補正はあんまりしませんもんね。そういうふうに逃げといて9月、12月に行きますから、今申し上げましたことを踏まえて、今回は、本当に感謝しております。一歩行きました。もう一歩、永才地区、才園地区に目を向けていただいて、この周辺の整備に取り組む思いを語ってくれませんか。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） 蒲島県知事はどなたにもそういう言葉を言われるそうなんです、半年ぐらいで道筋を立てろというふうに、癖といいますか、どなたにもそうやってハツパをかけるそうです。今、才園古墳の話が出ましたけれども、確かにその文化財で指定されてる周辺、もしくは住民の方は本当半分迷惑のところもたくさんあると思います。当然町の公共工事にしても文化財指定地域に当たただけでもそこで工事が止まるというふうに非常に厄介な部分もあります。しかし、やっぱりそういった歴史も守っていかなければならないという、私たちの使命もあります。才園古墳につきましてはですねやはり、私も若いうちに実物を見た、市の博物館に行ってですね。見たことがありますけれども、本当はぜひ出土したところに持っていきたいんですけども、なかなかそういうのを管理できる場所がないというところで今、市の博物館に預けたままという状況になっております。その才園古墳群の周辺整備につきましてはやはり、国、県あたりと文化財保護委員さんも入れてですね、慎重に協議を進めなければなかなか前にいかない部分だと思っております。そうですね、非常に生活しにくいところだったと私も思います。ですからまだどうやりたいという方針は私にはまだありませんけれども、そうですね、将来そういう文化財保護の観点から、もっと今回の調査で深く発掘等が必要ということになりましたらですね、また、

考え方も変えていかなくちゃならないと思いますが、現時点ではですね、今の流れでいや、おしまいというわけじゃありませんけれども、今後の状況を見て判断していきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 9番、山口議員。

○議員（9番 山口 和幸君） はい。ありがとうございます。私は議長から聞いたときにですね思いましたのは、国、県とのパイプ、今おっしゃいましたようにあさぎり町単独でやる仕事にしてはやはりなかなか厳しい仕事もたくさんあるんですね。当然、県、国とのパイプが大事になってきます。そういう意味では、県の部長級以下、すごい幹部の方の名前を聞きましたので、県とのパイプもある。ましてそこには同級生の緒方県議も同席いただいたというふう聞いております。そして、前総務大臣の金子代議士とも同級生。何かこないだ一般質問でも出ておりましたけれどもいわゆる国と県のパイプは、北口町長も十分過ぎるぐらいお持ちであります。是非自信持って、あさぎり町の舵取り役をやっていただきたいと思います。それから教育課長。もうそう寂しそうな顔しない。難しいこと聞きません。是非、教育課長在任中にあその整備計画ができるように御奮闘をお願いいたします。一言、お願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。地道にようやく今年度予算にささやかであります。謝金のほうを上げさせていただきました。周辺整備につきましてもですね、何かこう方法があるのではないかと私も考えておりますので、職員で知恵を出し合ってですね、協議をしてみたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時37分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 日程第10、議案第9号、令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第9号、令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算括弧第1号について提案いたします。令和5年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算括弧第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第9号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款下水道事

業収益、補正前の額6億3,695万1,000円、補正額12万円、計6億3,707万1,000円。支出第1款下水道事業費用、補正前の額5億8,448万4,000円、補正額83万2,000円。計5億8,531万6,000円。3ページをお願いします。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,446万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額516万8,000円。当年度分損益勘定留保資金1億8,881万3,000円。利益剰余金処分額7,048万8,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額2億281万7,000円、補正額330万円、計2億611万7,000円。支出、第1款資本的支出、補正前の額4億6,528万6,000円、補正額530万円、計4億7,058万6,000円。4ページをお願いします。第4条予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、建設債、補正前の額2,130万円、補正額100万円の減額、計2,030万円。第5条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額2,964万4,000円、補正額23万円、計2,987万4,000円。第6条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計補助金を補助を受ける金額は、3億4,131万1,000円を一般会計からこの会計へ補助をする補助を受ける金額は3億4,143万1,000円に改める。第7条予算第10条に定めた利益剰余金のうち、6,823万4,000円を利益剰余金のうち7,048万8,000円に改める。詳細につきましては、15ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。5目、他会計補助金、節1突貫下水道他会計補助金は、人事異動による総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰出金の児童手当分の繰り出しをお願いします。17ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。8目資産減耗費、節1固定資産除却費は、今年度改修予定のマンホールポンプの除却費用となります。18ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。目の一つ目、1目下水道事業債、節1下水道事業債につきましては、特定環境保全公共下水道事業債及び過疎債、合わせまして100万円の減額となっておりますのは、内示による補助金の増額に伴うものとなっております。中ほどの1目他会計出資金、節1他会計出資金は、支出で説明しますマンホールポンプの改修費用が増額となったことから、増額となったものです。1番下の1目国庫補助金、節1突貫下水道国庫補助金、説明欄上段の社会資本整備総合交付金とその下、社会資本整備総合交付金防災安全交付金は、内示によりそれぞれ増額、減額となっております。20ページをお願いします。支出になります。1目汚水環境建設費、節19工事請負費、説明欄上段のマンホールポンプ更新工事費の増額は、社会資本整備総合交付金の内示を受け、当初予算計上の工事請負費に不足を生じたため計上するものです。下段の免田マンホールポンプ2のポンプ更新1基分は、今年4月の点検で故障が報告されまして流入も多いか所でありましたので、当初予算で計上していた工事請負費で、発注を行っておりその不足分を計上したものです。9ページをお願いします。令和5年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額924万9,000円の減。最下段の資金期末残高は6,329万6,000円となる見込みでございます。10ページをお願いします。このページから12ページにかけては、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。13ページをお願いします。令和5年

度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部1番下の資産合計と次のページ、資本の部最下段の負債資本合計はともに102億3,603万2,943円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第11、議案第10号、重要給水施設配水管布設替工事第2工区請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第10号、重要給水施設配水管布設替工事括弧2工区請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。重要給水施設配水管布設替工事括弧2工区請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは議案第10号、重要給水施設配水管布設替工事2工区請負契約の締結につきまして御説明いたします。令和5年6月7日開催の指名競争入札によりまして、重要給水施設配水管布設替工事2工区の請負契約を締結するため、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1、工事名、重要給水施設配水管布設替工事（2工区）。2、工事内容、配水管布設替工事。3、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。4、契約金額、5,137万円。5、契約の相手方、人吉市西間上町2,479番地1、丸昭建設株式会社、代表取締役、松村陽一郎。6、契約の方法、指名競争入札でございます。この工事につきましては、あさぎり町水道施設整備計画に基づき実施するもので老朽化した免田地区の配水管の布設替工事を行うものです。工期は契約の日から令和5年11月末日までを予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第13、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第14、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部改正をする条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは、報告第1号について御説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、13ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。なお、文言の改正及び改正に伴うところの条ずれ等は省きまして必要な部分のみの説明とさせていただきます。13ページをお願いいたします。上段の第34条の9、第2項は、町民税の所得割額からの配当割額または株式譲渡所得割額の控除に係る規定について、還付規定並びに同規定に係る控除不足額の充当規定について、森林環境税の導入に対応したのようになります。下段の第36条の3の2、第2項は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合は、記載の簡素化が図れるものになります。15ページをお願いいたします。上段の第38条第3項は、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税の賦課徴収の方法について、個人の町民税の均等割を賦課し、徴収する場合にあわせて賦課徴収するものになります。下段の第44条は、個人の町民税の特別徴収、徴収の方法について、徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するものになります。18ページをお願いいたします。上段の第46条は、給与所得の特別徴収について、現在の納付書様式に加え、新たに様式が新設されたものになります。中ほど第47条第2項は、給与所得について、町が徴収した個人の町民税及び森林環境税に係る過誤納金については、未納徴収金等に納付納入することになります。19ページをお願いいたします。下段の第47条の2は、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するものになります。20ページをお願いいたします。上段の第47条の6第2項は、年金所得について、給与所得と同様、過誤納金については、未納徴収金等に納付納入することになります。21ページをお願いいたします。第48条と下段の第50条は、法人の町民税について、現在の納付書様式に加え、新たに様式が新設されたものになります。23ページをお願いいたします。上段の第82条は、軽自動車税の種別割の税率について、地方税法施行規則の改正に合わせて原動機付自転車にかかる3人以上のものの規格が改正され、ミニカー区分から3輪の特定小型原付いわゆる電動キックボードが除外されたことになります。23ページから24ページをお願いいたします。第98条と第101条は、たばこ税について、現在の納付書様式に加え、新たに様式が新設されたものになります。下段の附則第8条は、肉用牛の売却により事業所得に係る課税の

特例について、個人住民税、所得割を課さないとする特例の適用期限が令和9年度まで延長されたものになります。25ページをお願いします。上段の附則第10条は、固定資産税等の課税標準の特例の読替え規定により、法附則第64条を削る改正されるものになります。27ページをお願いします。中ほど附則第10条の2第27項は、法規定の新設に合わせて町の条例で定める割合を規定したのものになります。下段の附則第10条の3第12項は、当該特例を受ける際の特定期間マンションに係る申告書の町村への提出について規定されたものになります。28ページをお願いします。下段の附則第10条の4第2項は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用の申告関係の規定について整備されたものになります。29ページをお願いします。附則第10条の5は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、新設されたものになります。31ページをお願いします。右側下段の附則第15条の2第4項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者としてみなし納税不足額を徴収する割合を変更するものになります。32ページをお願いします。上段の附則第16条は、軽自動車税の種別割とグリーン化特例について、特例の期限を3年間、25%軽減の対象は、2年間延長されるものになります。35ページをお願いします。上段の附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に加算した額の割合を変更するものになります。下段の附則第17条の2は、長期譲渡所得のうち町民税の課税の特例について、適用期限が令和8年度までに延長されたものになります。前に戻っていただきまして、10ページの改正分をお願いします。中ほど附則の施行期日につきまして、第1条は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からそれぞれ施行する。第2条以降につきましては、それぞれ経過措置を定めるものになります。以上、以上で本条例改正の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第15、報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますのでよろしくをお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） はい。報告第2号について御説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、4ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。なお、文言の改正及び改正に伴うところの条ずれ等は省きまして説明させていただきます。4ページをお願いいたします。第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について。申告書の提出時に雇用保険受給者証と提示されるものが、その他の特例対象被保険者等であることの実を諸証明する書類から雇用保険受給資格者資格通知に変更されるものになります。3ページの改正文をお願いします。中ほど、附則です。施行期日につつま

しては、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。適用区分につきまして、第2条、令和5年度以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるようになります。以上で、本条例改正の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告について、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第16、報告第3号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算12号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第3号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算括弧第12号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくをお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 報告第3号について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第12号、令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第12号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,076万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,473万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。令和5年3月31日専決。10ページをお願いいたします。第2表地方債補正です。地方債の最終協議を踏まえ、起債の限度額について補正したものでございます。補正後の限度額は7,110万円の減額となっております。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。次13ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分について御説明いたします。1番上の地方揮発湯譲与税、その下の自動車重量譲与税、森林環境譲与税の各地方譲与税につきましては、交付額の確定により補正したものでございます。次の4枠目の利子割交付金、その下の配当割交付金、それから次のページになりますが、株式等譲与所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金の各交付金につきましても交付額の確定により補正したものでございます。次のページをお願いいたします。1番上の枠の地方特例交付金につきましても交付額の確定により補正したものでございます。次の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等への固定資産税、固定資産税の減税措置に伴う減収分の補填として、総務省令で定めるところにより算定された部分額が交付されたものです。次の目、地方交付税、普通交付税の減額につきましては、今回の補正の財源調整によるものです。その下の特別交付税ですが、本年度の交付額が3億7,291万7,000円となりましたので、予算との差額を補正したものです。次18ページをお願いいたします。上から3番目の枠の目1不動産売払い収入ですが、町有地2件の土地売払い、売払い代金となっております。次のページをお願いいたします。1枠目の基金繰入金のうち、目6公共施設整備基金繰入金は、岡原庁舎、上庁舎、須恵庁舎の除却事業やテレワーク拠点整備事業等の

実績に伴うものでございます。1番下の枠の町債、目1総務債のうち総務施設除却事業債の2,500万円、250万円の減額は、旧庁舎等の解体工事の実績に伴うものでございます。次21ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。2枠目の2行目、目、財産管理費ですが、委託料につきましては、旧庁舎のアスベスト調査の入札残、工事請負費につきましては解体工事の入札残です。5行目の目14基金費ですが、公共施設整備基金積立金につきましては、歳入のところで御説明しました町有地2件の土地売払い収入を積み立てるものです。また減債基金積立金につきましては、防災対策事業を行う際の財源として充当率100%の緊急防災減災事業債を借り入れることから、球磨川水系防災減災ソフト対策等交付金が過充当となるため過充当額分を減債基金として積立てて、将来の元利償還の原資とするものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課所管分の説明を申し上げます。歳入15ページをお願いいたします。4枠目の目1、交通安全対策特別交付金につきましては、交付金の額の確定により、減額補正したものでございます。次に17ページをお願いいたします。2枠目の下から2行目、目6消防費県補助金、節1消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金につきましては、事業の実績により減額補正したものでございます。次に19ページをお願いいたします。4枠目の目1総務債、節3調査庁舎建設事業債につきましては、第2庁舎建設に係る入札結果により減額補正したものでございます。次に20ページをお願いいたします。4行目の目6消防債、節1消防施設整備事業債につきましては、消防詰所建設、防火水槽建設と消火栓設置工事負担金の事業費の確定により減額補正したものでございます。その下、節2防災基盤整備事業債につきましては、貯水機能付給水管設置工事負担金の事業費の確定によりまして減額補正したものでございます。次に歳出21ページをお願いいたします。1枠目の目1議会費につきましては、財源更正によるものでございます。2枠目の目1一般管理費につきましても財源更正によるものでございます。次に22ページをお願いいたします。1枠目の目21庁舎建設費につきましては、起債額確定に伴う財源更正によるものでございます。次に28ページをお願いいたします。1枠目の目1消防総務費につきましては財源更正によるものでございます。その下目3消防施設費、節14の工事請負費は、事業費確定により減額補正したものでございます。その下、目4防災管理費、節18の負担金補助及び交付金は、貯水機能付給水管設置負担金の額の確定により減額補正したものでございます。次に今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。31ページをお願いいたします。特別職の補正はございません。次に一般職の給与費について説明いたします。32ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員以外の職員分として農林振興課の事業について時間外手当を減額補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は、各段のとおりでございます。次に33ページをお願いいたします。給料及び職員手当の増減額の明細でございますが今回の補正は、時間外手当によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について説明いたします。16ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。1 枠目の目1 総務費国庫補助金、節3 地方創生推進交付金は、観光地域づくり、申し訳ありません観光地域づくりプロジェクトの事業実績に伴いまして減額するものです。その下、節8 デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体の情報システムの標準化、共通化に向けた改修支援補助金になりますが、地方公共団体情報システム機構からの補助金であったため、受入れ科目を変更する必要があるため、減額するものです。17ページをお願いいたします。2 枠目の目1 総務費県補助金、説明の新型コロナウイルス感染対応総合交付金は、私立保育所等の給食費支援事業に支援事業の実績に伴いまして減額するものです。18ページをお願いいたします。2 枠目の目1 総務費県委託金、説明の上から学校基本調査交付金、就業構造基本調査交付金は、事業実績に伴いまして減額するものです。その下、住宅土地統計調査調査区設定委託金は、調査区複数の変更により減額するものです。下から2つ目の枠、目1 指定寄附金、説明のふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金は、実績に伴いまして減額するものです。最下段の枠の目4、まちひとしごと創生推進基金繰入金は、SWC事業に充当する予定でありましたが、運動教室会費、地方スポーツ事業振興費補助金及び地方創生臨時交付金を財源としたことで、基金を充当する必要がなくなり、繰入金を減額するものです。19ページをお願いいたします。三つ目の枠の目4 雑入、説明のデジタル基盤改革支援補助金は、16ページでも御説明いたしましたが、J-LISからの補助金を受け入れるのでになります。21ページをお願いいたします。歳出の説明になります。2 枠目の目7 企画振興費、その下の目8 電子計算費は、事業実績に伴いまして、財源更正をするものです。その下の目14 基金費、説明のふるさと基金積立金とまちひとしごと創生推進基金積立金は、寄附額の実績に伴いまして減額するものです。その下の目15 地域情報通信基盤整備推進事業費は、事業実績に伴いまして、財源更正をするものでございます。その下の目17 ふるさと寄附対策費、節7 報償費、その下の節12 委託金は、事業実績に伴いまして減額するものです。21ページをお願いいたします。1 枠目の目22 デジタル推進費は、事業実績の伴いまして財源更正をするものです。その下の目23 生活応援給付金給付事業費につきましても財源更正をするものでございます。最下段の枠、目2 学校基本調査費、その下の目4 住宅土地統計調査単位区設定費、その下の目5 就業構造基本調査費は、いずれも事業実績に伴いまして財源更正をするものでございます。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、生活福祉課所管分の専決処分につきまして報告させていただきます。10ページをお願いいたします。地方債補正につきましては、生活福祉課所管分としましては、番号3番、4番となりますが、歳入のほうで説明をさせていただきます。16ページをお願いいたします。歳入となります。1 枠目2 段目の節3 説明の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、住民税非課税世帯や生活困窮世帯へ5万円を支給した事業に対する補助金となりますが、補助金額の確定によりまして減額を行ったものでございます。その下、節5 説明の低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は、低所得の子育て世帯の児童1人当たり5万円を支給した事業に対する補助金となりますが、補助金額の確定によ

り減額を行っております。2 枠目、目 2、節 2 説明の障害者自立支援給付費等負担金は、交付決定額による減額となっております。17 ページをお願いいたします。1 枠目、節 7 救護施設費負担金、説明の事務費負担金と保護費負担金は、3 月補正後の利用者の退所、入院等があり、負担金基準額が下がったことによる減額を行っております。2 枠目、目 2、節 1 説明の特別弔慰金支給事務費交付金は、特別弔慰金事務に対する補助金を受入れたものとなります。その下、節 3 説明の重度訪問介護等利用促進事業補助金は、交付決定額による増額となっております。その下、節 4 児童福祉費補助金の説明欄の各補助金及び交付金につきましては、実績による減額を行っております。19 ページをお願いいたします。3 枠目、目 1、節 1 救護施設費納付金の説明、自己負担金は、利用者の年金受給開始による増額となっております。20 ページをお願いいたします。最上段、目 2 民生債、節 1 の重度心身障害者医療費助成事業債と節 3 のこども医療費助成事業債につきましては、事業費の確定により起債額を減額補正したものでございます。23 ページをお願いいたします。歳出となります。1 枠目、1 段目、目 1 の社会福祉総務費につきましては、弔慰金事務補助を受入れたことによる財源更正を行っております。目 4 の障害者福祉費の説明、重度心身障害者医療費助成事業費と障害介護給付費の減額は実績によるものとなっております。目 8 子育て世帯等臨時特別支援事業費は、歳入の減額による財源更正となっております。2 枠目、目 1、児童福祉総務費の説明にある補助金及び支援金、目 3 こども医療費助成事業費につきましては、実績による減額となっております。24 ページをお願いいたします。1 枠目、目 7 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、歳入の減額による財源更正となっております。2 枠目、目 1 救護施設総務費は財源更正を目 2 救護施設事業費は、消耗品費を減額し、財源更正を行ったものとなります。以上、生活福祉課所管分の報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分を御説明致します。15 ページをお願いいたします。歳入です。1 番下の枠の目 1 民生費国庫負担金、節 3 国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、未就学児均等割保険料負担金で、実績見込額により減額したものです。16 ページをお願いいたします。1 番目の枠の目 3 衛生費国庫補助金の感染予防事業費等補助金は、風疹 5 期対策用の補助金で交付決定額により減額したものです。その下の母子保健衛生費国庫補助金は、3 歳児の健診で視力の屈折異常による弱視の子どもを早期に発見する検査機器の補助金でございまして、当初は、町単独の購入を予定しておりましたが、国庫補助対象となり費用の 2 分の 1 を補助金として受け入れることになり増額したものです。2 枠目の目 2 民生費県負担金、節 3 国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金を国庫負担金と同様で未就学児均等割保険料負担金で、実績見込額により減額したものです。17 ページをお願いいたします。はい、2 枠目の目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費補助金、説明 2 行目の虫歯予防対策事業費補助事業費補助金、次の風疹予防接種助成事業費補助金。次のこんにちは赤ちゃん事業等補助金、次の少子化対策総合交付金、そしてその次の利用者支援事業補助金は、全て交付決定見込額により減額したものです。19 ページをお願いいたします。2 枠目の目 1 衛生費受託事業収入、節 1 保健衛生総務費受託事業収入の高齢者の保健事業受託収入は、実績見込額により減額したものです。23 ページをお願いいたします。はい、歳出です。1 枠目

の目6国民健康保険事務費、節27繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金ですが、その他一般会計繰出金と未就学児均等割保険料負担金分を減額したものです。24ページをお願いいたします。3枠目の目1保健衛生総務費、節7報償費、口腔ケア等健康教育時謝金は、実績額により減額したものです。節10需用費の消耗品も実績により減額したものです。目5母子保健事業費、節18負担金補助及び交付金の不妊治療費補助金は、交付実績により減額したものです。目6予防接種事業費は財源更正を行っております。25ページをお願いいたします。1枠目の目7健康づくり推進事業費は財源更正を行っております。目8スマートウェルネスシティ事業費、節12委託料の運動スポーツ習慣化促進事業委託料は、運動プログラム業務の委託料で実績額により減額したものです。目9保健センター管理費は財源更正を行っております。以上で健康推進課所管の報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農業委員会の分の所管分の御説明をいたします。歳入から説明いたします。19ページをお願いいたします。2枠目、目2農林水産費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入につきましては、実績に基づき減額をしたものです。次に歳出を説明します。26ページをお願いします。1枠目、目11農地中間管理事業費の時間外手当、普通旅費、こちらにつきましては、歳入の減に伴い減額したものです。以上で、農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。農林振興課所管分について御説明いたします。まず歳入となります。16ページをお願いいたします。上段の枠、目5災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の農地等災害復旧費補助金及び林業施設災害復旧費補助金は、それぞれ交付決定に基づき減額及び増額をするものです。17ページをお願いいたします。下段の枠目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の農業次世代人材投資事業補助金。それと環境保全型直接支払い交付金また園芸特産事業者緊急支援事業費補助金。また攻めの園芸生産対策事業補助金の4つの事業と節3農業費補助金の有害鳥獣駆除補助金の減額につきましては、いずれも交付決定に基づき減額をするものです。20ページをお願いいたします。目3農林水産事業債の農業施設除却事業債につきましては、事業実績に応じて起債額を減額するものです。25ページをお願いいたします。歳出となります。下段の枠目4農業振興費、節7報償費また節18負担金補助及び交付金の農業次世代人材投資事業補助金の減額は、対象者数及び交付対象就農者の前年度の所得により交付金が算定され、その実績に基づき減額をするものです。また次の農業支援センター運営費補助金は、運営費を実績に基づき減額をするものです。また次の園芸特産事業者緊急対策事業及び攻めの園芸生産対策事業費補助金につきましては、歳入に伴う減額。次の施設園芸燃油高騰対策支援金につきましては、実績に基づき減額するものとなります。次の目6農業後継者育成指導費につきましては、財源更正となります。次のページをお願いいたします。上段の目9農業施設管理費につきましては、地方債の減額に伴う財源更正。次の目10畜産事業費につきましては、地方創生臨時交付金の充当に伴う財源更正。次の目15環境保全型農業直接支払い制度事業費の環境保全型農業直接支払い交付金につきましては、歳入の減額に伴う減額分となりま

す。また次の枠、目5鳥獣被害防止対策防止事業費につきましては、歳入の減額に伴い財源更正をするものです。29ページをお願いいたします。最下段の枠、目1農地等災害復旧費における災害復旧費につきましては、歳入における国庫補助金の減額に伴う財源更正、また目2林業施設災害復旧費につきましても歳入における国庫補助金、災害復旧事業債の変更に伴う財源更正ということになります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管分について報告をいたします。18ページです。歳入になります。1番下の枠の繰入金、最下段の産業活性化基金繰入金の減額につきましては、充当先であります農業支援センター運営費及び商工業振興補助金の事業実績による減額になります。26ページをお願いします。歳出になります。3枠目、目1商工総務費、節12委託料、学生応援プロジェクト委託料につきましては実績により減額をするものでございます。節18負担金及び交付金、説明欄の三つのそれぞれの事業、おまけ付商品券発行事業補助金、商工業振興補助金、新型コロナウイルス感染症関連、次のページの商工業制度資金利子補給補助金につきましては、それぞれの実績による減額になります。次のページの1枠目です。前のページからの続きとなります。2枠目、目1観光費、節18負担金補助及び交付金につきましても、事業実績による減額となります。商工観光課につきましては以上になります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。20ページをお願いいたします。歳入でございますが、目5土木債、節1道路橋梁債と次の節2河川債につきまして、事業完了分の実績それから繰越し事業の見込みによりまして減額としております。目8災害復旧債、節2公共土木施設災害復旧事業債につきましても、事業完了分の実績と繰越し事業の見込みによりまして減額としております。27ページをお願いいたします。歳出でございますが、3枠目の目2道路維持費、目3道路新設改良費、目4道路改良費につきましては、地方債の減額により財源更正するものです。次の枠の目2河川改修費につきましても同様に、財源更正であります。30ページをお願いいたします。目1公共土木施設災害復旧費につきましても、同様に財源更正するものでございます。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは上下水道課所管分につきまして、説明をさせていただきます。17ページをお願いします。歳入になります。2枠目、3段目、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄1行目の浄化槽設置事業費補助金につきまして、交付決定額により減額としております。25ページをお願いします。歳出になります。上の上の枠、最下段の目10水道費につきまして、水道事業会計における電力高騰による影響分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて繰入れをお願いしておりましたが、実績により財源更正を行っております。以上で、上下水道課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、教育課所管分を御説明いたします。16ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目、目6教育費国庫補助金、節1学校施設環境改善交付金は、

補正2号で御説明いたしました交付額が確定せずに請求が出来なかったため減額したものです。節2公立学校情報機器整備費補助金の減額は、補助金の確定によるものです。17ページをお願いいたします。最下段、目7教育費県補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、補助金額確定による減額です。19ページをお願いいたします。1枠目、目8学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業、あさぎり中学校技術室空調設置事業、給食センター整備等更新事業の事業費確定により減額したものです。20ページをお願いいたします。目7教育費、教育債、節1学校施設整備事業債は、あさぎり中学校長寿命化改修、学校給食センター小型蒸気ボイラー更新の事業費の確定により減額したものです。28ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目、目2事務局費、節10需用費消耗品費は、教職員用の新型コロナ抗原検査キット購入費を実績により減額したものです。目3教育振興費は、事業費の確定による財源更正です。3枠目、目1学校管理費、節14工事請負費は、あさぎり中学校技術室空調設置工事の入札残を減額したものです。最後の枠です。目1生涯学習総務費、節18負担金補助及び交付金は、婦人会と文化協会の補助金の交付額の確定により減額したものです。目2公民館費、節10需用費、食糧費は、学校運営協議会全体会を、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となったため、減額をしたものです。29ページをお願いいたします。1番上の行、節18負担金補助及び交付金、子ども会連合会負担金は、実績により減額したものです。目4文化ホール運営費、2枠目の目1保健体育総務費、3枠目の目1給食センター運営費は、事業費の確定、事業費確定により財源更正を行っております。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 先ほど、このページの説明でですね農林振興課の事業について時間外手当を減額補正しておりますと御説明いたしました。農林振興課ではなくて農業委員会ということですので農業委員会に訂正させていただきます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんね。報告が終わりました。報告第3号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第12号の報告について。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、年度末にですねいろいろ調整をされて専決されている、あるいは年度の中でいろんな事情があったということはそれなりに想定というか、理解をする中でちょっと何点か、何点かというかお尋ねしたいと思います。まず22ページ、上段、上の枠ですね。この経緯の財源内訳、特定財源がマイナス、マイナス、マイナスで一般財源もマイナス。しかし、その上の目の21、22、23のそれぞれ財源内訳を見ていただきますと、特定財源がそれぞれ大きな数字がマイナスになって、一般財源がプラスになっている。24ページをお願いいたします。24ページも同様、中の枠、同じく特定財源と一般財源、財源更正という形ですが、25ページです、次のページ。上の枠、同じく財源の内訳、28ページ、ちょっと私が目についた分だけ申し上げております。1番上段の枠ですね、の計の上、目の4ですね、防災管理費。特定財源1,000万を超える減額で一般財源800万。年度末の最終の補正予算の中で、こういう形が出てくる。いろんな事情があることは一応それ想定しますが、逆に言いますと、何と申しますか、予算の段階でですね、こういった特定財源があるからということで予算編成をされて、予算を認

めていったばかり。ですからこの個別の今ちょっと1例で申し上げたリスクのケースいろんな事情があったんだろうと思います。補助金がつかなかったとかですね。そういったときにちょっと気になったのは特にハード事業の場合はそういうこともありうるかもしれませんが、これがあんまりに今回のケースがですねちょっと許容範囲かどうかちょっと置いときまして、ちょっと私これが、今回の補正予算について目についたわけです。ですから、もういっぺん言います。ですからいろんな事情の中で、そういうこと結果になったということをそれなりに想像するんですが、こういう結果について財政課長あの、まだ、こちらにおいていただく前の段階の昨年度の予算の最終の補正、補正、専決であるわけですが、こういう形したときに財政を担当される中でですね、何か、この形を御感想という表現おかしいんですけど、何か、どういうふうに今回の専決について今私が言いましたような、財源更正の部分ですね。を見られたかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 最後に特定財源が減って一般財源を追加するというのが、ちょっといかがなものかというような御質問の意図かと思いますが、先ほど留保財源の話もいただきましたけれども、こういったことがですね、そういう例えば国庫補助金の減であるとか、そういったことがあっても大丈夫なように留保財源を確保しておりますのでその範囲の中でですね、調整して行ったというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、結果としてそうなった場合は当然財政としてはそういう対応をされる。今課長おっしゃいましたようにそういうことになるんだと思いますが、私があえてあえてですね、ちょっと私これを発言するのちょっと躊躇した部分があるんですが、やっぱり今、事業を進めていくためにですね積極的にやっていく部分がとても大事だと思うんですが、その財源の確定を待って予算を組むわけではないわけですね、見込みの中でやっていく部分で。その中でさっき言いましたどこまでが許容範囲かというのは難しいと思うんですが、そこはあんまりにというか、予定して特定財源が年度最終、年度末の最終になってですね、一般財源に振替、すり替わっていくというのは、やっぱりゼロには出来ないと思うんですが、極力そこはもう各その部分、担当の中で見込みというか見極めをつけていただく必要があると思うんですが、さっき言いました、ちょっと今回のケースは多いんじゃないかなというふうな印象を持ったもんですから、あえてですねちょっと申し上げておるところでございます。繰り返しですがいろんな状況の中でですね、前向きの形の中でやっていかれて、結果的にこうなったんだ。だからそれを取上げて、何か強く責めるとかそういう意味じゃないんですけど、予算編成の段階でやっぱりそこはやっぱり、今もやっていただいていると思いますが、見込みをどれだけ抑えるかですね、そこはやっぱり予算編成の段階でやっていただかないとなかなか、今はまだその体力があるから対応できると思うんですが、これがあまりに大きくなるとやっぱりボディーブローのように町の財政にはですね、予算編成するときには、10万単位20万単位でいろいろ議論されると思うんですよ。最後に100万単位でどんどんとひっくり返っていくような、そういうのは極力避けるべきじゃないかというようなことがちょっと言いたかったところでございます。そういう意味で、課長も

う1回お願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。国県の補助金とか特定財源をですね、なるべく早い時期に確定させるということで、なるべく事業実施のある程度その後半に当たるの、何て言いますか。事業実施が進んだ段階で、やはり特定財源が足りなかったというようなことがないようにですね、今後も国県その他特定財源の確保、その情報をですね、捕捉に努めたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時59分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第17、報告第4号、専決処分した令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第4号、専決処分した令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算括弧第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、御説明いたします。4ページをお願いいたします。専決処分した令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号について説明いたします。令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算括弧第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,432万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,819万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年3月31日専決です。今回の補正につきましては、保険給付費や高額療養費の減額が補正が主なものとなります。9ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金普通交付金は、実績見込額により減額したものです。節2保険給付費等交付金特別交付金の保険者努力支援金と次の特別調整交付金も、実績見込額により減額したものです。2枠目の目1一般会計繰入金の節5未就学児均等割保険料繰入金と節6その他一般会計繰入金の減額も実績により、実績によるものです。3枠目の目1繰越金は財源調整として増減し増額しております。4枠目の目1特定健診等受診料の減額につきましては、後期高齢者健診受診料として実績により減額したものです。1ページをお願いいたします。歳出です。1枠目の目1一般管理費は財源更正を行っております。2枠目の目1一般被保険者療養給付費の節18負担金補助及び交付金と目3一般被保険者療養費の節18負担金補助及び交付金、目5審査支払い手数料の節11役務費はそれぞれ実績見込額に

より減額したものです。3 枠目の目 1 一般被保険者高額療養費の節 1 8 負担金補助及び交付金と目 3 一般被保険者高額介護合算療養費の節 1 8 負担金補助及び交付金は、それぞれに実績見込額により減額したものです。1 2 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 傷病手当金、節 1 8 負担金補助及び交付金も実績により減額したものです。2 枠目の目 1 一般被保険者医療給付費分は、財源更正を行っております。3 枠目の目 1 特定健康診査等事業費の節 1 2 委託料も実績見込額により繰越しし、あわせて国庫支出金を財源更正しております。以上で報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第 4 号、専決処分した令和 4 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。日程第 1 8、報告第 5 号令和 4 年度繰越し明許費繰越し計算書、一般会計の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第 5 号、令和 4 年度繰越し明許費繰越し計算書括弧一般会計の報告につきましても、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項に基づき、繰越し計算書を調整いたしましたので、報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 報告第 5 号について、御報告いたします。一般会計において、令和 4 年度から令和 5 年度に繰越しを行った 2 6 件の事業につきましても、繰越し明許費、明許費繰越し計算書により報告するものでございます。各事業の内容につきましては、これまでの予算審議の中で繰越しの理由も含め説明をしておりますので、事業ごとの説明は割愛をさせていただきます。次のページをお願いいたします。1 番下の合計の欄を御覧ください。事業費 8 億 3, 4 5 3 万 1, 0 0 0 円のうち、翌年度繰越し額が 6 億 8, 2 5 6 万 3, 0 0 0 円でございます。なおその財源内訳につきましては、右の、右に記載のとおりとなっております。以上で、第 5 号の報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第 5 号、令和 4 年度繰越し明許費繰越し計算書の報告について、質問ありませんか。1 3 番、溝口議員。

○議員（1 3 番 溝口 峰男君） はい、総務費の中でハラスメントの第三者調査委員会の事業が繰越しになっておりますが、この辺の現況とそれから最終結果はいつ頃の見通しであるのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。ハラスメントに関する第三者調査委員会の事業につきまして現状でございますが、第 1 回目、第 1 回目を令和 4 年の 1 1 月から行っておりまして 2 回目が令和 4 年 1 2 月。それから第 3 回が令和、今年の 2 月、第 4 回が 4 月と第 5 回が令和 5 年の 5 月 2 6 日に行われておりまして、現在 5 回を開催されております。調査の内容につきましては私どもの中には入っておりませんので、どういう調査になっておるかというのは、分からない状態でございます。今後の見込みでございますが、調査につきましては調査委員会のほうに委託といたしますか一任しておりますので、どの段階で調査結果が出るのかというのは、現在まだ分からないということで調査のほうを委員会のほうを見守っていくといたしますか、そういう状況になっておりま

す。

◎議長（森岡 勉君） 13番溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） この条例の制定のときに申し上げたわけではありますが、なるべく早くですね審査委員会、委員会のメンバーがお決まりになったら、その旨を申入れてほしいというようなことでその審議の中でも申し上げましたが、少なくとも会長さんもお決まりになつてくれるわけでやはりいつ頃が目途に調査がなされてくるのか、それぐらいは聞かれてもいいのではないのかなど。それとあんまり長くなってもですねよくないと思うので、その辺はちょっと確認はできるのであれば、していただければと思いますけれども。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。また、次回の調査委員会のほうも予定されておりますので、その折にそういう話をさせていただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。日程第19、報告第6号令和4年度継続費繰越し計算書、一般会計の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第6号、令和4年度継続費繰越し計算書括弧一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項に基づき、繰越し計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 報告第6号について報告いたします。一般会計において継続費の通次繰越しを行った2件の事業につきまして、継続費繰越し計算書により報告するものでございます。令和4年度からの継続事業であります第2庁舎建設事業及びあさぎり中学校長寿命改修事業につきまして、令和4年度末までの支出済み額及び支出見込額、令和5年度への通次繰越し額について記載しております。なお、財源内訳につきましては右に記載のとおりとなっております。継続費繰越し計算書の報告は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第6号、令和4年度継続費繰越し計算書の報告について質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第20、報告第7号令和4年度あさぎり町水道事業会計予算繰越し計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第7号、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算繰越し計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越し計算書を調整いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、報告第7号について説明をさせていただきます。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、配水設備整備事業、岡原地区配水管布設工事、災害時対応用。翌年度繰越し額740万円、財源内訳は、損益勘定留保資金となっております。

本事業は、昨年の台風14号により水道施設が被災したことを受け、災害時の応急対応として非常用水源と既設配水管を接続する配水管布設工事を発注し、年度内に完了の予定でありましたが、資材の集出荷や輸送手段の手配に時間を要したため、資材の納品が3月末となったため、年度内完成が出来なかったため、繰越したものとなっております。報告は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第7号、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算繰越し計算書の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第21、報告第8号令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越し計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第8号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算繰越し計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越し計算書を調整いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは報告第8号について説明をさせていただきます。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、下水道事業。翌年度繰越し額1,000万円。財源内訳は、企業債と損益勘定留保資金となっております。この事業につきましては、昨年末の施設点検によりましてポンプ故障の補報告を受け、2月に工事請負契約を締結し、年度内完了の予定でありましたが、ポンプ製作に必要な資材が調達困難な状況であり製作に時間を要することから、年度内完成が困難な状況となり繰越しをしたものです。報告は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第8号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算書、繰越し計算書の報告について。質問ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第22、報告第10号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第10号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、報告第10号につきまして御説明いたします。本件につきましては町の特別職の職務遂行上の事故に対する和解及び損害賠償の額を定めるものでございます。2ページの専決処分書により、説明いたします。専決処分を示す本文は省略させていただきます。本件の専決処分は、令和5年3月22日に行ったものでございます。次に和解及び損害賠償の額について説明いたします。相手方につきましては、ここに記載している方でございます。以降は3ページからの説明資料により、説明いたします。本件の当事者につきましては、あさぎり町消防団でございます。事故の発生状況といたしましては、令和4年12月28日午後10時

15分頃、町道八幡久鹿線上、あさぎり町免田東1225番地先におきまして、町消防団が運転する消防積載車がバックした際、後方確認を誤ったため後方に停車してありました相手方の自動車に衝突し、車両を破損させたものでございます。なお自動車の所有者は2ページに記載のとおりでございます。事故の原因につきましては町消防団員が後方確認を行ったことによるものでございます。事故の損害額は、車両修理額6万6,539円でございます。事故の責任割合につきましては町100%、相手方0%でございます。次に損害賠償額は6万6,539円でございます。この損害賠償の補填につきましては町が加入します、しております一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるものでございます。和解事項といたしましては町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることとしております。既に示談を成立しております。町の対策でございますが、消防団員へ再発防止のために安全運転の周知指導を行ったものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第10号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることについての報告、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第23、報告第11号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第11号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 報告第11号について御説明をさせていただきます。2ページをお願いします。それでは、専決第5号について説明を申し上げます。専決分につきましては割愛をさせていただきます。次に、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、1、相手方につきましては、記載のとおりとなります。次に、詳細につきましては、3ページにより説明を申し上げます。1、当事者につきましては、記載をしている職員ということになります。2、事故の発生状況ですが、令和5年3月10日午後2時55分頃、免田郵便局駐車場敷地内で町職員が職務上、公用車を後方へ移動中、駐車してあった相手方車両へ衝突し、破損させたものです。次に、3、事故の損害額は、町が2万8,270円、相手方が6万7,000円であり、4、事故の責任割合につきましては、町が100%、相手方が0%であります。よって、町が支払うべき5、損害賠償額は6万7,000円ということになります。なお、この損害賠償金の補填につきましては、町が加入する一般社団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるものです。最後に、7、和解事項といたしましては、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において、一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談をさせることとするものです。なお、専決処分につきましては、令和5年3月29日に行ったものです。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第11号専決処分した和解及び損害賠償の額を

定めることについての質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第24、同意1号あさぎり町監査委員の選任同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 同意第1号、あさぎり町監査委員の選任同意についてよろしく願いたします。あさぎり町監査委員の監査委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求めます。令和5年6月16日提出あさぎり町長、北口俊朗。住所、熊本県球磨郡多良木町大字久米218番地。氏名、尾方正志。生年月日、昭和41年1月19日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町の監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。以上、提案申し上げますので、同意いただきますよう、よろしく願ひ申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉じます。ただいまの出席議員は、議長を除いて12人です。次に、立会い人を指名します。会議規則第28条の規定によって立会い人、5番橋本誠議員、6番小出高明議員を指名します。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願ひます。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願ひます。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行いますので、橋本議員、小出議員、開票の立会いに願ひいたします。投票の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効ゼロ。有効投票のうち賛成12、反対0。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意1号、あさぎり町監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。議場の出入口を開きます。

◎議長（森岡 勉君） 日程第25、同意2号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意についてよろしく願ひいたします。あさぎり町教育委員の委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。令和5年6月16日提出、あさぎり町長北口俊朗。住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵4713番地1。氏名、恒松倉基。生年月日、昭和32年4月28日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。以上、提案申し上げますので同意いただきますようよろしく願ひ申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉じます。ただいまの出席議員は、議長を除

いて12人です。次に、立会い人を指名します。8番豊永喜一議員、9番山口和幸議員を指名します。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の漏れはございませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱、点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。投票漏れはありませんね。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。豊永議員、山口議員、開票の立会いをお願いいたします。投票の結果を報告します。投票総数12票、有効投票12票、無効ゼロ。有効投票のうち賛成12、反対0。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意については、同意することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第26、同意第3号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 同意第3号、あさぎり町教育委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町教育委員の次のとおり任命したいので議会の同意を求め。令和5年6月16日提出、あさぎり町長北口俊朗。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上東1249番地106。氏名、中村麻有。生年月日、昭和49年8月17日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。以上、提案申し上げますので、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます、これで討論を終わります。これから同意第3号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員は議長を除いて12人です。次に、立会い人を指名します。10番永井英治議員、11番皆越てる子議員を指名します。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票漏れの配付ありませんか。配付漏れ等なしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番をお願いいたします。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永井議員、皆越議員、開票の立会いをお願いいたします。投票の結果を報告します。投票総数12票、有効投票12、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成11、反対1。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを同意することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第27、同意4号あさぎり町固定資産評価委員の選任同意についてを議題とします。先例に倣い、税務課長の退席を求めます。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 同意第4号、あさぎり町固定資産評価委員の選任同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町固定資産評価委員の次のとおり選任したいので議会の同意を求め。令和5年6月16日提出、あさぎり町長北口俊朗。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上西1250番地、氏名、高田真之。生年月日、昭和43年9月19日生まれ。提案理由を申し上げます。

あさぎり町固定資産評価委員を選任するため、地方税法第404条第2項、あさぎり町税条例第76条及びあさぎり町固定資産評価員規則第2条の規定により、議会の同意を求めるものです。以上、提案申し上げますので、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、同意第4号を採決します。本案は原案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いします。起立多数です。したがって、同意4号は原案のとおり可決されました。高田税務課長の入場を許可します。

◎議長（森岡 勉君） 日程第28、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。ここで、名簿を配付いたします。選挙管理委員には、西武利君、甲斐志津香君、岡部和平君、福永喜一君、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。異議なしと認めます。従ってただいま指名しました、西武利君、甲斐志津香君、岡部和平君、福永喜一君。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

◎議長（森岡 勉君） 次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、甲斐龍馬君、第2順位、木下伝君、第3順位、城本龍一君、第4順位、恒松秀行君、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、甲斐龍馬君、第2順位、木下伝君、第3順位、城本龍一君、第4順位、恒松秀行君。以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第29、広報調査特別委員会の委員の辞任についてを議題とします。6月1日に小谷節雄議員、難波文美議員、加賀山瑞津子議員、委員失礼しました。もとい小谷節雄委員、難波文美委員、加賀山瑞津子委員、橋本誠委員、皆越てる子委員、小見田和行委員から各常任委員会の申合せにより、広報調査特別委員を辞任したいとの申出があります。お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって小谷節雄委員、難波文美議員、加賀山瑞津子委員、橋本誠委員、皆越てる子委員、小見田和行委員の広報特別調査委員の辞任を許可することに決定しました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第30、広報調査特別委員会の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に6人の欠員が生じたので、新しい委員の選任をお諮りします。新しい委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって、御手元に配付いたしました名簿のとおり、岩本恭典議員、小出高明議員、豊永喜一議員、山口和幸議員、永井英治議員、溝口峰男議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、新委員として、岩本恭典議員、小出高明議員、豊永喜一議員、山口和幸議員、永井英治議員、溝口峰男議員

を選任することに決定しました。ここで、広報調査特別委員会開催のために暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後4時57分

- ◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。会議の前にお知らせいたします。時間内に会議が終わりそうもございませんので、時間の延長をいたしたいと思います。日程第31、特別委員会の委員長及び副委員長の選任結果について、結果についてを議題とします。広報特別調査委員会の代表者の方にご報告願います。13番溝口議員。
- 議員（13番 溝口 峰男君） ただいま広報調査特別委員会を開催いたしました。指名推選によりまして、委員長に私、溝口峰男。それから副委員長に岩本恭典議員ということになりましたので御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。
- ◎議長（森岡 勉君） 日程第32、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり、議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。
- ◎議長（森岡 勉君） お諮りします。本定例日の会議での議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。
- ◎議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町議会第2回会議を閉会します。
- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後5時01分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 10 日

議 長 森 岡 勉

署名議員 難 波 文 美

署名議員 加賀山 瑞津子